

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」 平成27年度末における実施状況等 (基本理念 I : 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり)

資料2-I

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等			(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体		
理念	基本 施策	施策	事業名	概 要 (○: 主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施 主体	担当課	グループ名 (係名)
I	1	①	◇全県的広報・啓発の充実	県内のすべての市町村との共同事業として子育て家庭に交付されるしまね子育て応援パスポートCoccolo(こっころ)を象徴的事業として、子育てを社会全体で温かく応援する気運の醸成や地域づくりの推進を図ります。 ○しまね子育て応援パスポート事業(こっころ事業)	H27～H31年度	県と市町村の連携により、こっころパスポートの普及率は目標を達成した。 また、「こっころキャンペーン」及び「こっころ親子キャンドルフェスタ」を実施し、効果的に広く普及啓発を展開することができた。 平成28年度から、全国共通展開事業を実施するにあたり、全国共通ロゴマークの入った新しいこっころパスポートを作成し、交付を開始した。	キャンペーンやイベントの場等において、こっころパスポートの1世帯複数所有(家族カードなど)を希望する意見が多くあがっている。	こっころパスポート、こっころ協賛店のPRを図るため、こっころ協賛店を紹介するフリーペーパーの発行、こっころ10周年記念イベントの開催、こっころ協賛店提供によるキャンペーンを実施する。 また、平成28年4月より全国共通展開事業を実施し、さらなる協賛店舗拡大と事業の周知を図る。	県市町村民間	子ども・子育て支援課	企画推進グループ
I	1	②	◇地域の創意工夫による子育て支援の充実	地域の特性、子育て中の家庭の多様なニーズに対応し、地域住民や民間団体、企業など様々な主体が参画した創意工夫による子育て支援を市町村と連携して提供することで、子育て家庭の不安感や負担感、孤立感の解消を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援します。	H27～H31年度	子育て子育て支援に係る団体等の活動交流、スキルアップ及び支援ネットワークの拡大、及び子育て家庭を対象とした親子で楽しめるイベントを開催し、育児のストレス解消、子育て中の不安・負担の軽減、子育て仲間づくりを行った。		地域の特性、子育て中の家庭の多様なニーズに対応し、地域住民や民間団体、企業など様々な主体が参画した創意工夫による子育て支援を市町村と連携して提供することで、子育て家庭の不安感や負担感、孤立感の解消を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援する。	県市町村民間	子ども・子育て支援課	企画推進グループ
I	1	②	◇地域社会で子どもが心安らぐ放課後や休日の環境づくり	○しまねすくすく子育て支援事業 ○みんなで子育て応援地域モデル事業	H27～H31年度	しまねすくすく子育て支援事業を活用して、地域での預かり事業を支援した。		H28年度も引き続き、しまねすくすく子育て支援事業で預かり事業に取り組む民間団体等を市町村と連携して支援していく。	県市町村民間	子ども・子育て支援課	子育て支援グループ
I	1	②	◇地域社会で子どもが心安らぐ放課後や休日の環境づくり	放課後子ども教室推進事業や放課後児童健全育成事業の推進、放課後・休日に子どもが体験活動、異世代交流ができる環境づくりを支援します。 ○放課後子ども教室推進事業 ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ○しまねすくすく子育て支援事業	H27～H31年度	全ての市町村で、放課後支援を含む、地域で子どもを育む取組に関する議論を行う場が設けられた。 また、18市町164箇所放課後子ども教室が設置された。 さらに、放課後児童健全事業に併せた放課後児童クラブの設置も進んでおり、両事業の未実施小学校区は11.6%まで減少した。両事業とも実施していない市町村は0となった。		放課後や休日等に子どもたちが安心して自由に過ごすことや体験活動、異世代交流等ができる環境づくりを支援するため、放課後児童健全育成事業(施策2-②)や結集!しまねの子育て協働プロジェクト(放課後支援(放課後子ども教室)の推進を図り、両事業での連携した取組や指導者育成を推進する。	県・市町村	①子ども・子育て支援課 ②社会教育課	①子育て支援グループ ②社会教育グループ
I	1	②	◇地域社会で子どもが健やかに育つ環境づくり	子どもやその保護者が抱える様々な困難や問題を相談員や地域のボランティアの協力を得て解決する子ども支援センターを事業を推進します。 ○子ども支援センター事業	H27～H31年度	平成27年度の相談受件数は、延べ6,474件で前年度よりも952件増加した。相談の内容的には学校問題が3,616件で全体の約56パーセントを占める。以下、家庭問題911件、対人・社会問題615件と続き、非行問題は159件にとどまった。 また、月別相談者数の合計については年間2,537人で、前年度よりも84人増加した。相談者の内訳については、子ども本人が802人で全体の約32パーセントを占める。以下、保護者738人、教育関係者552人、行政関係者169人と続き、地域住民・ボランティアは9人であった。 支援した子どもの月別支援人数の合計については年間634人で、前年度よりも88人減少した。支援的内容的にはカウンセリングが289人で全体の約46パーセントを占める。以下、学習支援178人、スポーツ・文化活動109人、就労支援31人、地域交流10人であった。	当県の子ども支援センター事業は、平成16年度より松江・出雲・浜田・益田の4市に委託している事業で、一貫して「子ども支援ネットワークの構築」と「子どもに必要な支援」とを主軸に据えて展開してきた活動である。 しかし、平成22年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、地方自治体が同法の基本理念に基づいた子どもと若者に対する各種支援活動をするための拠点として、各市町村には「子ども・若者総合支援センター」の整備が求められていることから、今後は同法に基づいて各市町村が展開する事業とのすみ分けを検討する必要がある。	子ども・若者育成支援法に基づく市町村の事業と、当県の子ども支援センター事業とを区分するため、平成28年度からは、松江市・出雲市・浜田市・益田市に業務委託している子ども支援センター事業の委託業務内容を「子どもの立ち直り支援」と「子どもの犯罪被害防止」に変更する。 子どもの立ち直り支援 警察から通知を受けた立ち直り支援を要する少年(非行を起こした少年や不良行為を行った少年及び問題を抱える要保護少年)に対して、立ち直りのための手段・方法を検討し、少年の居場所の確保、スポーツ体験・就学・就労に向けた支援、社会奉仕体験活動や生産体験活動等への参加機会の確保など、個々の少年に応じた支援活動を実施すること。 子どもの犯罪被害防止 子どもを各種犯罪被害から守るためには、子ども自身の防犯意識を高めることが大切であることから、子どもを対象とした犯罪被害防止教室を開催して、子どもたちの危険回避能力の向上を図ること。	県	少年女性対策課 青少年家庭課 教育指導課	企画係

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」 平成27年度末における実施状況等 (基本理念 I : 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり)

資料2-I

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等			(3) 平成28年度の実施計画		(4) H28実施主体		
理念	基本 施策	施策	事業名	概 要 (○: 主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性		実施 主体	担当課	グループ名 (係名)
I	1	②	◇民間の子育て支援活動の促進	少子化対策に資する様々な民間団体等の取組の推進を図るとともに、団体間の交流を促進するほか情報発信を市町村とも連携して支援します。 ○しまねすくすく子育て支援事業 ○みんなで子育て応援助成事業 ○みんなで子育て応援隊事業(みんなで子育て応援講師登録・みんなで子育て応援地域モデル事業、みんなで子育て応援スタッフパワーアップ事業)	H27～H31年度	こっころ講師派遣事業をより活用してもらえるよう、ホームページの記載内容を変更し、各種申請用紙や記載例を確認しやすいようにし、こっころ隊42団体へ56名のこっころ講師を派遣した。	特定のこっころ講師に派遣依頼が集中する傾向があり「こっころ講師に登録したが、依頼が無いので講師登録を解除したい」などの意見があった。	こっころ講師派遣事業を通じて、県内に広く子育て支援活動の充実と子育て支援の輪の拡大を図る。こっころ10周年記念イベントにおいて、こっころ隊及びこっころ講師をPRし、本事業が民間団体等の活動の充実の一助となるよう情報発信等に取り組むとともに子育て世代の不安軽減を図る。	県	子ども・子育て支援課	企画推進グループ	
I	1	②	◇NPO・ボランティア活動の促進	子どもの健全育成等に取り組むNPO・ボランティア活動を推進し、地域における自主的・主体的な子育て支援活動の活性化を図ります。	H27～H31年度	県民等からの寄附をNPO活動の推進につなぐしまね社会貢献基金を活用し、子どもの健全育成に取り組む4団体の活動に対し、補助金を交付した。また、NPO法人等の運営に携わる者等を対象とした、法律、会計、労務管理等のセミナーや、法人のガバナンス向上を目的とした研修、専門相談などを実施した。	しまね社会貢献基金への寄附件数が減少している。また、解散するNPO法人が近年増加傾向にある。	しまね社会貢献基金制度のPR活動を強化するとともに、この基金を活用して、NPO法人等の取り組みを支援する。また、法律、会計・税務、労務管理などの研修や専門相談などを通じ、NPO法人等のマネジメントを支援する。	NPO法人等(しまね社会貢献基金登録団体に限る)	環境生活総務課	NPO活動推進室	
I	1	②	◇世代間交流の促進	保育所入所児童等と高齢者の世代間交流事業や高齢者グループがスポーツや遊びを通じて子どもと交流する活動を促進します。 ○市町村老人クラブ連合会助成事業 ○しまねすくすく子育て支援事業	H27～H31年度	県老人クラブ連合会では協働による地域づくりを重点的に推進しており、各市町村老人クラブ連合会で児童の登下校時の見守り活動や地域文化の伝承活動に積極的に取り組むなど、県内クラブ全体に子育て支援活動が広がってきた。	昨今の地域住民のつながりの希薄化等により老人クラブの会員数が減少してきており、地域活動を担う有効な社会資源である老人クラブの会員増強に向けた官民一体となった活動の推進が必要である。	老人クラブ固有の課題として、地域の重要な支え手としての期待に応えていくことや、高齢化が進むクラブ組織の維持・活動活性化を図っていくことが求められている。世代間交流に関する活動は、課題解決とも関連が深いため、自主的な活動が継続していけるよう、取り組みを促進していく。	市町村・民間	高齢者福祉課 子ども・子育て支援課	地域ケア推進スタッフ	

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」平成27年度末における実施状況等 (基本理念Ⅱ:しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現)

資料2-Ⅱ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等			(3) 平成28年度の実実施計画		(4) H28実施主体		
理念	基本 施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性		実施 主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅱ	2	①	◇幼児教育の充実	幼稚園の教育課程、保育所の保育課程の編成をはじめとして、幼稚園、保育所等で行う教育に関する内容、運営・管理、保育技術、保護者支援、今日的課題等に関する専門的な研修を行うことにより、幼児教育の振興・充実を図ります。 ○幼保小連携講座 ○幼稚園教育課程研修 ○保育士現任研修(中堅コース) ○保育所指導的職員研修 ○就学前人権・同和教育講座	H27～H31年度	幼稚園教諭の研修を通して、幼児教育の振興・充実を図った。 ○幼保小連携講座 小学校教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象として幼保小連携講座を実施し、接続期カリキュラムについての講義や演習を行った。 ○幼稚園教育課程研修 文部科学省幼稚園教育理解推進事業の協議主題について県内すべての公立幼稚園教諭等及び保育士等が協議・演習を行い、カリキュラムマネジメントや特別支援教育についての理解を深めた。 ○鳥根県社会福祉協議会に委託し、保育士に対する研修を企画・実施した。		引き続き、幼稚園教諭の研修を中心に幼児教育の振興・充実を図る。 保育士に対する研修については、引き続き実施することとしている。	県	子ども・子育て支援課 教育指導課	キャリア教育スタッフ	
Ⅱ	2	②	◇学力(学ぶ力・学んだ力)の育成	○学ぶ力・学んだ力を高めるための授業の改善 知識・技術を身に付け、それらを活用する「学んだ力」を高めるとともに、主体的に学び、向上しようとする「学ぶ力」を高める授業の工夫・改善を推進します。 ○教員の指導力の向上のための指導・研修の充実 指導・研修が学校教育の一層の充実につながるよう、教育センター等における研修や学校訪問指導における指導方法を改善します。 ○家庭学習の充実に向けた取り組みの推進 家庭の必要性やあり方について家庭に対して積極的に情報提供するとともに、家庭学習の充実につながる授業改善を推進します。 ○学校のマネジメント力の向上 保護者との信頼関係のもと、集中して授業に取り組める良好な教育環境を構築していくため、管理職に必要な実践的なマネジメント研修を充実していきます。	H27～H31年度	言語活動の充実や目標(めあて・ねらい)を明確にした授業、授業の振り返りの徹底等、学習意欲の向上や学習内容の定着に効果がある授業の在り方について研修を実施した。また、学校の主体的な取組を支援するための継続型の学校訪問を実施した。 全国学力調査で課題の見られた小学校について、各学校での組織的な授業改善が図れるよう、管理職を対象とした臨時の説明会を実施するとともに、指導主事がすべての学校を訪問し、算数の授業改善に向けて指導・助言を行った。 家庭学習の充実に向け、教育情報紙の家庭向けのページに家庭学習の特集を組んだり、フォトしまねに「家庭生活5か条のスズメ」を掲載したりして、家庭や地域に情報発信した。		小学校6年生の算数の勉強が好きな児童の割合が全国平均に比べて低い状況にあり、算数授業改善推進校事業を中心として、学習意欲などの学ぶ力を育む授業改善を充実させていく。 全国学力調査と県学力調査を活用したPDCAサイクル確立のために、全国学力調査の自校採点を推奨し、各学校が学校全体で組織的に授業改善に取り組むよう促していく。 家庭学習の充実については、今後も学校などを通じて家庭に発信していく。また、どうすれば授業と関連しながら家庭学習が充実していくのかを、学校現場と協議していく。	県	教育指導課	学力育成スタッフ	
Ⅱ	2	②	◇きめ細かな指導・支援体制の充実(小学校)	小学校低学年の多人数学級に対して、市町村教育委員会と協議の上、30人学級編制と島根スクールサポート事業のいずれかを実施し、児童一人一人に応じたきめ細かな指導を行うことにより、基礎・基本の確実な定着や、個性を生かす特色のある教育の充実を図ります。 また、小学校第3学年から第6学年までの多人数学級に対して、35人学級編制を実施します。 ○30人学級編制 ○島根スクールサポート事業 ○35人学級編制によるきめ細かな指導環境の整備	H27～H31年度	47学級の30人学級を編制した。 島根スクールサポート事業においては、非常勤講師を37学級に配置した。 小学校第3学年から第5学年までの多人数学級に41人の教員を追加配置し、35人学級編制を実施した。		平成28年度は50学級の30人学級を編制する。 また、21人の非常勤講師を配置する。 小学校第3学年から第6学年までの多人数学級に65人の教員を追加配置し、35人学級編制を実施する。	県	学校企画課	企画人事スタッフ	
Ⅱ	2	②	◇きめ細かな指導・支援体制の充実(中学校)	中学校1年生の学級に非常勤講師を配置し、学習指導と生活指導の両面において、生徒一人ひとりに対するきめ細やかな指導体制を構築し、学校生活の充実を図るとともに、生徒と生徒、教師と生徒の相互信頼や協力関係を醸成し、不登校や問題行動の未然防止に努めます。 また、中学校第1学年から第3学年までの多人数学級に対して、35人学級編制を実施します。 ○中学校クラスサポート事業	H27～H31年度	大規模中学校の1年生の学級に非常勤講師を36人配置し、学習指導と生活指導の両面において、生徒一人一人に対するきめ細やかな指導体制を構築した。		非常勤講師を28人配置し、学習指導と生活指導の両面において、生徒一人一人に対するきめ細やかな指導体制を構築させる。	県	教育指導課	子ども安全支援室	

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」平成27年度末における実施状況等 (基本理念Ⅱ:しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現)

資料2-Ⅱ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実実施計画		(4) H28実施主体		
理念	基本 施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施 主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅱ	2	②	◇ふるさと教育	島根への愛着を深め、ふるさとに誇りを持つ子どもを育成するため、学校、家庭及び地域が一体となった「ふるさと教育」を体系的に推進します。	H27～H31年度	当初の予定どおり推進され、目標値が達成された。	地域の人と一緒に体験活動をすることや、地域の教育資源に触れることが目的となってしまう取組がみられる。それぞれの活動において目的を明確にした取組にしていける必要がある。	小中学校が連携し、小中9年間を通した発展性・系統性のある「ふるさと教育」をさらに推進する。	県	社会教育課	社会教育グループ
Ⅱ	2	②	◇道徳教育の充実	研修等により、教育活動全体を通じて行う道徳教育、道徳の時間の授業実践、校内研修の充実を図ります。 また、島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳 中学校」の作成に着手し、島根県の教育資源を生かした道徳教育を推進します。 ○道徳教育の充実に係る事業	H27～H31年度	文部科学省教科調査官を講師に招聘し、道徳教育講演会を県内2カ所(浜田、隠岐)で開催し、教育活動全体を通じて道徳教育の推進や「特別の教科 道徳」についての理解を深めた。 郷土資料「しまねの道徳(中学校版)」を作成し、県内の全中学校へ配布した。		今後、県内で広く研修を行い、「特別の教科 道徳」についての普及し、特に具体的な授業についての教員の実践的指導力を高める。	県	教育指導課	キャリア教育スタッフ
Ⅱ	2	②	◇青少年文化活動の推進	子どもたちの「豊かな心」を育むため、多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会の確保や地域社会と連携した文化活動の推進を図ります。 ○文化庁等と連携した芸術鑑賞機会の提供 ○地域と中学校の文化部活動支援 ○学校文化部活動外部指導者派遣 ○島根県高等学校文化連盟が行う事業への支援	H27～H31年度	文化庁や文化団体の各種事業を活用し、多様な文化芸術の鑑賞及び体験の機会を提供した。地域との連携による各種取り組みや、社会人指導者の活用による活動水準の維持・向上により、学校文化部活動の活性化を図った。	専門的な指導者の不在により、演技指導が困難な活動が多く、社会人指導者の派遣が継続して求められているため、財源の確保が課題となっている。	学校、地域、文化団体との連携を一層深めることにより、児童・生徒が多様な文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、社会人指導者の活用や発表機会の提供等による学校文化部活動の活性化を通じて、さらなる文化活動の推進を図る。	県 文化団体	社会教育課 教育指導課	生涯学習振興グループ
Ⅱ	2	②	◇健康教育の推進	児童生徒の健康づくりを推進するために、教職員が専門的知見を習得するとともに、健康教育に関する指導力及びコーディネーターとしての質を高めることを目的とした、養護教諭研修、健康教育(学校保健)研修を行います。 また、学校・家庭・地域の関係機関等が緊密に連携し、児童生徒の心身の健康問題に対応するために、学校保健委員会等の組織づくりを推進していきます。 ○養護教諭研修 ○健康教育(学校保健)研修	H27～H31年度	各研修会においては、より実際の場面を想定した演習を取り入れることにより、学校で起きる様々な事象に迅速に対応できる力を養うことができた。 また、心の健康に対応するための健康相談の充実に関する研修内容を実施したことにより、健康相談のための校内体制づくりへの理解が進んだ。		今後も各研修会の充実を図り、児童生徒の健康の保持増進につなげる。 健康教育研修については、特に保健主事の資質向上(コーディネーター力の向上)と食物アレルギーへの対応に重点を置いた研修とする。	県	保健体育課	健康づくり推進室
Ⅱ	2	②	◇生涯スポーツの推進	生涯にわたって県民誰もがスポーツ活動等に参加できるようにするため、体験する機会の提供や指導者の派遣など、参加しやすい環境づくりを推進します。 ○スポーツ・レクリエーション祭の開催 ○スポーツ・レクリエーション指導者の派遣 ○健常者と障がい者のスポーツレクリエーション活動連携事業 ○総合型地域スポーツクラブの自立育成支援 ○スポーツ指導者の養成活用	H27～H31年度	総合型地域スポーツクラブの設置については、昨年度より1クラブ増え、平成27年度末現在、設立クラブ数34、設置市町村数13である。 各地域においては、地区体協など地域の生涯スポーツの核として活動母体が充実している地域もあり、その地域では総合型地域スポーツクラブの設立に必要性を感じていないのが現状である。引き続き総合型地域スポーツクラブの創設支援を行っていくとともに、生涯スポーツ推進のためのクラブの自立育成を支援する。		今後も、目標達成のために県体協に設置している広域スポーツセンターを中心に、市町村と連携し、総合型地域スポーツクラブの創設のための支援を行っていくとともに、既存クラブにおいて自主的な運営を行うことができるための支援を強化していく。 また、クラブ運営の質を高めるため、クラブマネジメントについて研修会等を継続して実施し、地域の拠点としてのクラブ育成を推進する。	県	保健体育課	生涯スポーツ振興G

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」 平成27年度末における実施状況等 (基本理念Ⅱ:しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現)

資料2-Ⅱ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実実施計画	(4) H28実施主体			
理念	基本 施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施 主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅱ	2	②	◇生徒指導体制の整備	いじめ、暴力行為、不登校、高校中退等の学校 が抱える課題に対し、未然防止や早期発見・早 期対応の観点から、関係機関と連携した取り組 みにより児童生徒の自立を目指します。 具体的に、いじめの問題に対して関係する機関 や団体と連携を図る会議の開催、不登校児童生 徒の学校復帰に向け、教育支援センター等、学 校内外での指導員・相談員による支援体制や関 係機関を中心とする組織体制を構築して地域全 体で子どもの健全育成に取組みます。 ○教育支援センター等運営事業 ○連絡調整員配置事業 ○島根県いじめ問題対策連絡協議会 ○学校ネット/バトル事業 ○いじめ等対応アドバイザー事業	H27～H31年度	民間施設及び児童養護施設に指導員、宍道高 校と浜田高校定時制・通信制課程に教育相談連 絡調整員を配置し、問題や課題(悩み)を抱える 子どもへの支援体制の強化を図った。		・教育支援センター等運営事業は継続する。 ・「魅力ある学校づくり」調査研究事業を実施する(平成28 年度は安来市を指定)。	市町村 又は 県	教育指導課	子ども安全支 援室
Ⅱ	2	②	◇未来を拓く県立学校 づくりの推進	生徒一人ひとりの夢の実現や創造性・個性を尊 重する教育を重視し、学校や地域の特色を生か した自主的・創造的な教育活動に取り組むこと で、島根らしい特色と魅力ある学校づくりを推進 します。 ○生徒の夢を実現する普通科高校教育力アッ プ事業 ○創造性・個性を育む専門高校魅力力アップ 事業	H27～H31年度	「生徒の夢を実現する普通科高校教育力アップ 事業」は県内13校の普通科高校で実施し、各校 ではキャリア教育推進、学力育成、学校の特色 づくりに関する取組を進めた。 「創造性・個性を育む専門高校魅力力アップ事 業」は県内13校の専門高校で実施し、学校のP Rやオープンスクール、学校の特色づくりに係る 取組を進めた。また、「全国産業教育フェア三重 大会」では、ロボット競技、フラワーアレンジメント の分野に県内高校生が参加した。参加した生徒 (学校)は全国の産業教育のレベルを肌で感じ、 本県の産業教育の向上に役立っている。		「生徒の夢を実現する普通科高校教育力アップ事業」及 び「創造性・個性を育む専門高校魅力力アップ事業」を継続 して実施し、島根らしい特色と魅力ある学校づくりをより一 層推進する。	県	教育指導課	学力育成ス タッフ 地域教育ス タッフ
Ⅱ	2	②	◇教育相談体制の充実	いじめの問題や不登校は、解決すべき大きな問 題であるため、アンケート調査を活用し親和的な 学級集団をつくるなどの未然防止に取り組み、魅 力ある学校づくりを推進します。 また、心理の専門家であるスクールカウンセラー の学校への配置や福祉の専門家であるスクール ソーシャルワーカーの活用、子どもと親の相談員 の配置など、教育相談体制の充実を図ります。 ○アンケートQUを活用した児童生徒の「絆づく り」「居場所づくり」 ○「魅力ある学校づくり」調査研究事業 ○スクールカウンセラー配置事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ○子どもと親の相談員配置事業 ○教育相談員配置事業 ○いじめ相談テレフォン	H27～H31年度	・スクールカウンセラー58名を223校に配置した。 未配置校等に対応するための各教育事務所の 時間も拡充して配置した。 ・18市町にスクールソーシャルワーカー活用事業 を委託し、県立学校2校にスクールソーシャル ワーカーを配置した。 ・他に心の電話相談事業、子どもと親の相談員 配置、いじめ対応支援事業(アンケートQU、学校 ネット/バトルの実施等)、連絡調整教育相談 員配置事業等を実施し、教育相談体制の充実が 図られた。		昨年度に引き続き、全ての高等学校と96の中学校にス クールカウンセラーを配置し(小学校:81校、特別支援学 校6校)、スクールソーシャルワーカー活用事業は19市町 村へ委託と県立学校2校への配置に加え、未配置の県立 学校へも派遣し、教育相談体制の充実を図る。また、心 の電話相談事業、子どもと親の相談員配置、いじめ対応 支援事業(アンケートQU、学校ネット/バトルの実施 等)、連絡調整教育相談員配置事業等、それぞれの事業 の目的を達成させる。	県	教育指導課	子ども安全支 援室
Ⅱ	2	②	◇学校安全確保の推進	学校安全の現状と課題等について理解し、児童 生徒の安全確保、学校の安全管理体制の充実、 教職員の指導力やリーダーとしての資質向上の ため、健康教育(学校安全)研修を実施します。 また、防犯に関し、子どもの安全対応能力の向 上を図るため、防犯訓練の実施や防犯教室の開 催を推進します。	H27～H31年度	・児童生徒の安全を確保するために、研修会等 を通して、効果的な防犯教室の進め方について 指導・啓発を行っている。		今後も研修内容を充実させ、学校安全の一層の推進を県 内全体に広げていくようにする。	県	教育指導課 生活安全企画 課	子ども安全支 援室

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」 平成27年度末における実施状況等 (基本理念Ⅱ:しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現)

資料2-Ⅱ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実実施計画		(4) H28実施主体		
理念	基本 施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施 主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅱ	2	②	◇学校関係者評価の推進	学校関係者評価の積極的な活用により、保護者や地域住民の信頼に応え地域に開かれた学校づくりを推進します。	H27～H31年度	学校評価システムにおける学校関係者評価は、全県立学校で実施できた。		平成20年2月に「島根県立高等学校規程」及び「島根県立特別支援学校規程」の一部改正を行った。これにより平成20年度から「外部評価」は、「学校関係者評価」となり、学校が行った自己評価について評価することが必要となった。平成24年度末には「学校関係者評価」の実施率が100%となり、H27年度も100%であった。今後も実施率100%を維持し、この学校関係者評価により、効果的な学校評価・学校改善となるよう指導していきたい。	県	学校企画課 教育指導課 特別支援教育課	人材育成 スタッフ
Ⅱ	2	③	◇乳幼児期からの基本的な生活行動・生活習慣の定着	学校教育と社会教育との連携を図り、乳幼児期からの教育・養育環境を充実させ、規範意識やコミュニケーション能力を高め、基本的な生活行動や生活習慣を定着させます。 ○しまねのふるまい推進プロジェクト ・しまねのふるまい体験活動推進事業 ・ふるまい推進指導員派遣事業 ・公民館ふるまい推進事業 ・親学プログラム普及・定着事業	H27～H31年度	幼児小中高の取組だけでなく、公民館等社会教育施設での取組をとおして、地域の実態に応じたふるまい定着に向けた取組が各地で進められた。また、「ふるまい推進指導員派遣事業」の周知が進み、研修会実施数及び参加者数が増加し、「ふるまい」の定着推進につながった。 広報については、ラジオやケーブルテレビなど様々な広報媒体を活用することにより、広く「しまねのふるまい推進プロジェクト」の周知を図った。	公民館等の取組の中に体験活動や集団宿泊体験をすれば、「ふるまい」が身につくとした活動が見受けられる。しっかりと「ふるまい」の向上、定着をねらった取組をしてもらうような働きかけが必要である。 「ふるまい推進指導員派遣事業」の更なる周知に努め、より多くの人を巻き込んだ活動に結び付けていく必要がある。	学校教育だけでなく、社会教育、家庭教育との連携や市町村教育委員会などの関係機関との連携を密にし、すべての世代へのふるまい定着を図っていく。また、幼稚園や保育所等の要請に応じて、ふるまい指導員を派遣し、本プロジェクトのさらなる周知とともに、ふるまい定着に向けた取組を推進する。	県	教育指導課 社会教育課	地域教育スタッフ 社会教育グループ
Ⅱ	2	③	◇家庭教育への支援の充実	親が安心して、楽しく、自信をもって家庭教育ができるよう、親としての学びを支援するためのプログラムを作成し、人材育成を通じて家庭教育支援を行います。	H27～H31年度	・親学プログラムを活用した研修会を18市町村において計235回実施した。(延べ参加者数:6,266人) ・企業等と連携した「職場で親学！」の研修会が5箇所企業等で開催された。 ・関係部局等と連携し、いじめ・児童虐待に対応する親学プログラム2の開発と普及に取り組んだ。	・研修会への参加者が家庭教育に関心のある保護者の参加にとどまっている傾向がある。 ・単発的な研修会の開催が多い。 ・親学プログラム2を進行するファシリテーター数が十分でない。 ・親学ファシリテーターへの継続的なフォローアップ	引き続き市町村が親学ファシリテーターを派遣して実施する「親学プログラム」「親学プログラム2」を活用した家庭教育支援の取組を支援する。 ・企業等と連携した「職場で親学！」の取組をさらに推進する。 ・親学プログラム2を進行する親学ファシリテーターの養成およびブラッシュアップのための研修会を開催する。	県	社会教育課	社会教育グループ
Ⅱ	2	③	◇地域の教育力向上への支援	地域における体験活動の場や大人等との交流機会の提供を図り、学校、家庭及び地域社会が一体となって子どもたちを育む体制づくりの支援を行います。 ○結集しまねの子育て協働プロジェクト ・ふるさと教育推進事業(再掲) ・実践活動推進事業 ・市町村支援事業(再掲:放課後子ども教室) ○実証!「地域力」醸成プログラム	H27～H31年度	・全市町村、全小中学校で、ふるさと教育に取り組んだ。 ・全市町村で、放課後支援を含む、地域で子どもを育む取組に関する議論を行う場が設けられた。また、19市町村163箇所放課後子ども教室が設置された。 ・学校支援、放課後支援、家庭教育支援等のコーディネーターや支援員、ボランティア等を対象とした研修を年間3回(6か所)で行い、関係者の資質向上を図った。	・地域の人と一緒に体験活動をするこや、地域の教育資源に触れることが目的となってしまっている取組がみられる。それぞれの活動において目的を明確にした取組にしていなければならない。 ・学校支援、放課後支援、家庭教育支援等の活動を支える人材確保	・小中学校が連携し、小中9年間を通した発展性・系統性のある「ふるさと教育」をさらに推進する。 ・学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、それらが一体となった取組をさらに進める。 ・公民館等の協力を得ながら地域の教育力を高める取組を進める。	県	社会教育課	①～④社会教育グループ ②保育支援グループ
Ⅱ	2	③	◇子ども読書活動の推進	図書館や学校などの関係機関やボランティアサークル等との連携を図り、子ども読書を積極的に進めるための中核的な指導者や読書ボランティアなどの人材育成を図ります。 ○しまね子ども読書フェスティバル	H27～H31年度	「しまね子ども読書フェスティバル」を公募により、安来市・出雲市・西ノ島町の実行委員会へ委託し実施した。また、子ども読書ボランティアや親子読書アドバイザーを対象に研修会を県内各地で開催し、目標を達成することができた。	・財源の切れ目が事業の切れ目となっている団体が散見される。中長期的な取り組みとなるよう事業スキームを工夫する必要がある。	「しまね子ども読書フェスティバル」を引き続き毎年3箇所で開催し、子ども読書の重要性を広く普及啓発する。また、読書ボランティアの研修と新たな開拓や、県内の子ども読書環境を充実させるため、各市町村に子ども読書推進計画作成に向けた働きかけを進める。	県	教育指導課 社会教育課	生涯学習推進グループ
Ⅱ	2	③	◇県の特徴ある地域資源の活用促進	自然・歴史・文化など、島根県が誇る特色ある地域資源を活用した体験活動を通して、子どもたちがふるさと島根を愛し、豊かな感性を育み、また親子のふれあいの時間をもてるよう、子どもや親子を対象とした講座や体験活動等を開催・支援します。 ○心に残る文化財子ども塾	H27～H31年度	40校から派遣要望があったが、組織・体制的な制約からH27年度は26校で実施し、合計802名の小中学生が参加した。		子ども塾を担う埋セン職員数が減少したため、派遣要望に応えられない状況があるが、歴博や古代センとの連携強化や、地元市町村教委の協力を得、可能な限り日程調整に努める。また、教材や教案、ワークシートなど、授業素材の提供による間接的な支援策の充実にも努める。	県	文化財課	管理指導スタッフ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」平成27年度末における実施状況等 (基本理念Ⅱ:しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現)

資料2-Ⅱ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体			
理念	基本 施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施 主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅱ	2	③	◇体験活動の充実及び 家庭への意識啓発	公民館ふるさと教育推進事業、青少年教育施設における体験プログラムの開発・普及等により、体験活動の充実を図ります。 県立社会教育施設等における子どもの体験活動を通じた保護者への広報・啓発を推進します。 就学時健診、参観日、PTA研修会等における「親学プログラム」を活用した保護者への啓発を行います。	H27～H31年度	・青少年の家、少年自然の家において家族を対象とした事業を実施し、体験活動の必要性、効果等を広報・啓発した。(参加者:親子合わせて406名) ・家庭教育支援事業や公民館ふるま推進事業により、親学プログラムや親学ファシリテーターの活用が図られるよう支援を行い、研修会参加者が遊びや体験の有益性について考えられるようにした。(「遊びと体験」をテーマにしたプログラムが9回実施された)	・体験に関する情報が行き届いていない ・より多くの家庭へ向けての事業周知のための情報発信の在り方 ・体験活動への関心が低い家庭に対する効果的な情報提供の在り方や参加を促すための取組	・アンケートから読み取れる保護者の満足度や体験活動に対する評価を広く広報・啓発するとともに、引き続き体験活動を積むことの必要性について啓発していく。 ・効果的な情報発信(チラシ配布の工夫やSNS利用) ・親学プログラムを活用した体験活動に係る研修の機会を様々な体験活動とセットにして提供する。	県	社会教育課	社会教育グループ
Ⅱ	2	④	◇青少年を健やかに育 む意識の啓発	青少年の健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、青少年の居場所づくりや主体的な社会参画活動等を充実するため、青少年育成島根県民会議の活動を支援します。 ○県民運動推進事業	H27～H31年度	平成27年度より「しまニコッ! (スマイル声かけ) 県民運動」を始めた。運動を県内に広げていくため、各地域で運動を推進する推進者の募集登録を年度後半より行い104名の登録があった。青少年育成島根県民会議の財政基盤強化(委員の拡充)に努めてきた。委員は前年度と同数の172名、賛助委員は前年比99名増の853名となり、合計で前年度比99名増の1,025名となった。	青少年育成に係る更なる広報啓発や「しまニコッ! (スマイル声かけ) 県民運動」の推進とともに、青少年育成島根県民会議の認知度向上や財政基盤の強化、市町村民会議や関係団体への支援が必要である。	「しまニコッ! (スマイル声かけ) 県民運動」を重点的に広報し、市町村や地域での取組を推進することで、県民総ぐるみで次代を担う青少年を育成していく気運を高めるとともに、青少年育成活動の推進母体である青少年育成島根県民会議の運営強化(県民運動の推進、認知度の向上、市町村や関係機関・団体との連携、委員の拡充等)を図る。	県	青少年家庭課	青少年育成スタッフ
Ⅱ	2	④	◇社会参加・参画活動 等の促進	中高生の参画による地域行事の実施、世代間交流による地域の伝統文化の継承など、公民館等が行う地域づくり活動に青少年の参加を促すことにより、地域を活性化しようとする青少年の育成を推進します。 また、住みよい地域づくりに貢献している県内少年団体を表彰し、少年団体の活動の充実・発展につなげます。	H27～H31年度	・県公民館連絡協議会への委託事業で「若者の地域参画」(多世代交流の促進)を図る取組を実施してもらった。実施を希望する公民館等へ事業費を助成することでモデル的に事業を行ってもらい、そのノウハウを報告書にまとめ、県内に周知した。 ・知夫村子ども「皆一踊り・歌舞伎」保存会、平田高等学校JRC部の2団体を優良少年団体として表彰するとともに、各団体の活動概要や表彰の様子について「教育しまね」に掲載することにより広報した。	・中高生の地域活動への参画をねらった取組を行う先進的な地域は増えつつあるが、なかなか取組が広がらない。学校や家庭の理解も必要であり、理解や協力が得られるように働きかける必要がある。 ・県内各市町村、各団体からの推薦数が少ない。	・引き続き、公民館等の活動を支援する助成事業を実施するとともにモデル公民館や先進的な取組を行っている地域のノウハウを広げていく。 ・推薦期間を十分にとり、より多くの団体を優良少年団体として表彰することにより、引き続き県内の少年団体の活動の充実、発展を図る。	県	社会教育課	社会教育グループ
Ⅱ	2	④	◇社会参加活動等の促 進	子どもたちの環境美化、生産体験等の活動や柔道、剣道等のスポーツ活動を通して、人を思いやる心、感謝する心を育むとともに、社会におけるルールを身につけるため、少年補導委員等のボランティアを中心に地域社会が一体となって、子どもたちの社会参加活動、スポーツ参加活動を促進、支援します。	H27～H31年度	【少年のスポーツ活動参加状況】 平成27年度は、開催回数が延べ3,378回、少年の参加人数が延べ66,087人でした。 (前年度よりも570回減少、17,340人減少) 内容的には、剣道の延べ1,430回(25,705人)が最も多く、続いて、柔道の延べ615回(15,431人)、野球の延べ375回(8,914人)でした。 【少年の社会活動参加状況】 平成27年度は、実施回数が延べ225回で、少年の参加人数が延べ3,922人でした。 (前年度よりも31回減少、964人減少) 内容的には、環境美化の延べ69回(1,488人)が最も多く、続いて、施設訪問の延べ26回(319人)、生産体験の延べ24回(212人)でした。 【第28回島根県警察少年柔道・剣道大会】 開催 平成27年7月25日(土) 場所 島根県立武道館 参加 小学生・中学生 柔道 25人 剣道 183人	少年のスポーツ参加や社会活動参加を少年を担っているボランティアの減少に伴い、実施開催回数が減少しているほか、少年の参加するスポーツや社会活動が多様化しているため、従来のジャンルへの参加が低下している。	今後も、小・中・高校生生の規範意識の醸成及び社会性の養成を図るために、社会参加活動参加の一層の促進を図る。	県	少年女性対策課	企画係
Ⅱ	2	④	◇有害環境対策の推 進	有害情報を閲覧する機会を最小化し、青少年を犯罪の加害者や被害者とさせないための取り組みとして、図書販売業者等への立入調査を推進します。	H27～H31年度	7月及び11月の一斉立入調査を中心に計画的な立入調査を実施したところ、数値目標を達成した。	7月及び11月の一斉立入月間として実施しているが、広く事業者等に有害図書等への対応を認識してもらう必要があるため、一斉立入以外の日も随時立入を検討していく必要がある。	関係機関に一斉立入以外の立入の必要性を認識してもらい、事業者等の自覚を促したい。今後も立入調査や有害図書の審査等を通じて、青少年に有害な環境の浄化を推進していくこととしている。	県	青少年家庭課 教育指導課 社会教育課 少年女性対策課	青少年育成スタッフ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」平成27年度末における実施状況等 (基本理念Ⅱ:しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現)

資料2-Ⅱ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実実施計画		(4) H28実施主体		
理念	基本 本 施	施策	事業名	概 要 (○:主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施 主 体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅱ	2	④	◇非行防止対策の推進	学校や教育委員会、警察などの関係機関が連携を強化し、各学校で行われる非行防止教室の開催を積極的に推進し、児童生徒の規範意識の醸成を図ります。	H27～H31年度	平成27年中の目標値100%を達成した。	児童生徒の規範意識の醸成を図るためには、長期間にわたって繰り返し、非行防止教室を開催することが大切である。 非行防止教室の開催時期が、卒業・新入学の時期に集中している。	小・中・高校生の対象者は、毎年度入れ替わることから、今後も毎年実施率100%を目標に取り組む。	県	少年女性対策課	企画係
Ⅱ	3	①	◇学校教育における家庭や家庭生活等に関する学習の実施	学校教育において、男女が協力して家庭を営むことに対する若い世代の理解が進むよう、家庭を持つことの意義を学ぶ教育を実施します。	H27～H31年度	授業時間確保がなされており、本取組は教科の根幹にかかわる内容であることから、平成27年度においても各学校で確実に実施された。		前年度に引き続き、男女が協力して家庭生活を営むことの大切さ、子どもを生み育てることの意義などを、年間を通して指導していく。	県・市町村	教育指導課	地域教育スタッフ
Ⅱ	3	①	助産師が行う「生の学習講座」	生命誕生の現場に携わる助産師による「生の学習講座」を開催することで、次世代を担う児童や生徒が、生命の尊さや家庭の意義などの理解がさらに深まるための取り組みを進めます。	H27～H31年度	県内200か所で講座を実施した。		H28年度も引き続き、県内200か所で講座を実施する。	県	子ども・子育て支援課	企画推進グループ
Ⅱ	3	①	乳幼児との関わり体験	次代を担う児童、生徒が命の尊さを実感するとともに、親心を育めるよう、継続して赤ちゃんや赤ちゃんの母親と関わる体験活動を実施します。 ○しまねっ子すくすく子育て支援事業	H27～H31年度	しまねっ子すくすく子育て支援事業を活用して、4市で行われた乳幼児との関わり体験活動を支援した。		H28年度も引き続き、しまねっ子すくすく子育て支援事業で乳幼児との関わり体験活動に取り組む市町村を支援していく。	市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援グループ
Ⅱ	3	②	◇就職指導の充実	社会人講話や企業見学により高校生の職業観や勤労観を育成するとともに、地元企業での就業体験により進路意識の高揚を図ります。 また、学校と企業との情報交換の場を設けるなど連携を図りながら生徒一人ひとりに対応した就職支援を行います。 ○職業意識啓発セミナー事業 ○企業見学事業 ○インターンシップ事業 ○学校と企業との就職情報交換会	H27～H31年度	雇用状況回復の影響もあり、県内就職を中心に非常に高い内定実績であった。県全体の就職希望者の県内希望割合は、全国的な求人票の増により、やや下がる結果となった。		前年度に引き続き、高校生一人一人の勤労観・職業観を育む教育を推進し、きめ細かな就職支援を行う。また、「産・学・官」の連携による人材の育成や県内就職の促進を図る。	県	教育指導課	地域教育スタッフ
Ⅱ	3	②	◇学卒者の職業訓練の実施	専門の技能習得を目指す若年求職者(35歳未満)が技能者として必要な専門的知識を習得して就業に就くために、高等技術校において、若年者コースの各種職業訓練を実施します。	H27～H31年度	若年求職者への各種職業訓練を実施し、更に技術を習得するために専門学校へ進学したものを除く全ての者が就職した。		引き続き、訓練生全員の就職を目指して各種職業訓練を実施する。	県	雇用政策課	職業能力開発グループ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」 平成27年度末における実施状況等
(基本理念Ⅱ:しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現)

資料2-Ⅱ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実実施計画	(4) H28実施主体			
理念	基本 本 施	施策	事業名	概 要 (○:主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施 主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅱ	3	②	◇県内就職の促進	<p>○若年者の就業支援を推進するため、職業相談から就職支援セミナー、職業紹介、就職後のフォローアップまでの一貫したサービスを提供する「ジョブカフェしまね」を設置し、県内企業への理解促進やマッチング支援などを行うことにより、若年者の県内就職を促進します。</p> <p>○ニート等の若年無業者に対して相談から自立支援までの一貫した支援を行う「しまね若者サポートステーション」を設置し、若者支援のための関係機関のネットワークを整備し、若年無業者の職業的自立を促進します。</p> <p>○UIターン者向けの求職登録及び求人開拓に取り組むとともに、UIターン者向けの無料職業紹介を行います。また、求職登録者の拡大、求人票の開拓を積極的に進めるため、有資格のキャリアカウンセラーによるきめ細やかな職業相談や総合相談窓口としての機能を維持・強化していきます。</p>	H27～H31年度	<p>「ジョブカフェしまね」及び「しまね若者サポートステーション」において、キャリア相談やセミナー等の個別支援と企業と若者の出会いの場づくりなどにより、若者の県内就職支援を行った。</p> <p>ふるさと島根定住財団のマッチングスタッフの体制強化やきめ細かい求職登録者への対応、及び企業体験支援事業等の効果もあり、就職決定者が過去最大の255人となった。 またインターネット上における求人・求職者の自動マッチングを促進するため、サイトの大規模改修を行った。</p>	<p>都市圏在住者が県内就職のために必要とする情報を取得できるよう、職業紹介マッチングサイトの掲載求人数増加、企業情報の充実化などに取り組む必要がある。</p>	<p>キャリアカウンセリング等の若者向けサービスを充実強化する。 また、就職フェア等の事業により、若者と県内企業とのマッチング強化を図る。</p> <p>引き続き、求人票の掘り起こし強化と積極的なマッチングを行う。 また、H27年度末に大規模改修した職業紹介マッチングサイトの活用を促進し、更なる就職者数の増加を目指す。</p>	県	雇用政策課 しまね暮らし推進課	雇用対策グループ 定住支援グループ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」平成27年度末における実施状況等
(基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

資料2-Ⅲ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体			
理念	施策	事業	事業名	概要 (○:主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅲ	4	①	◇親子の気軽な交流の場の設置	子育てに関する不安感や負担感、孤立感を緩和し、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場(子育てサークル等)の活動を支援します。 ○しまね子育て支援プラス事業	H27～H31年度	つどいの広場事業については、平成19年度から地域子育て支援拠点事業に統合され、市町村計画に基づき推進されている。 しまねすくすく子育て支援事業を活用して、9市町23事業の子育てサークル等の活動を支援した。		子育てに関する不安感や負担感、孤立感を緩和し、安心して楽しく子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場(子育てサークル、子育てサークル等)の活動を支援するとともに、地域子育て支援拠点の設置を促進する。	市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援グループ
Ⅲ	4	①	◇地域の子育て支援機能の充実	子育てに関する不安感・負担感の増大に対応するため、「子育て親子の交流の場の提供」「子育て等に関する相談・援助」「地域の子育て関連情報の提供」を行っている、子育て支援センターに対して必要な経費を補助し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。 また、国補助対象とならない子育て支援センターに対しても必要な経費を補助することで、国基準に基づく子育て支援センターの設置が困難な地域においても、子育て支援機能の充実が図れるよう支援を行います。 ○地域子育て支援拠点事業 ○しまねすくすく子育て支援事業	H27～H31年度	子ども・子育て支援交付金(国補助)及びしまねすくすく子育て支援事業を活用して、全市町村で子育て支援センターが設置され、子育て支援機能の充実が図られるよう支援を行った。		引き続き、事業定着に努める。	市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援グループ
Ⅲ	4	①	◇子どもと家庭電話相談室の設置	育児やしつけなど子育ての悩みを気軽に相談できるように、電話相談室を設置します。	H27～H31年度	27年度の相談件数は1,191件であり、近年の相談件数は横ばいの状況。相談者は子ども本人のほか保護者など様々。相談内容も養護や障がい、いじめ、虐待など幅広い。 保育園児から高校生(特別支援含む)まで本事業の電話番号のほか各種相談窓口を記載したカードを配布することで相談窓口の周知に努めている。	特になし	近年の相談件数の推移から、子どもと家庭電話相談室を継続して設置する必要がある。 子どもや保護者にとって、相談内容に応じた各種の相談窓口があることを広く周知することは子育て支援に有効であり、相談カードの作成、配布を継続して行うことにより、一層の周知を図ることが重要である。また、視覚障がいの方にも相談してもらえるよう、引き続き点字版を作成し、盲学校へ配布する。	県	青少年家庭課	児童・家庭相談支援スタッフ
Ⅲ	4	①	◇子育てに関する情報提供の充実	子育て等に関する必要な情報が得られるよう、インターネットやパブリシティの活用やフリーペーパーの発行を行うとともに、市町村と連携した情報提供の充実を図ります。 ○しまねすくすく子育て支援事業	H27～H31年度	イベントカレンダー、こころ協賛店の新規登録情報など新着情報として発信し、リアルタイムで情報発信するよう努めた。		子育てやワークライフバランス、縁結び等に関する必要な情報を提供できるよう、情報提供の充実を図る。	県	子ども・子育て支援課	少子化対策推進室
Ⅲ	4	②	◇地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保	市町村と連携し、計画に設定した区域(p99参照)の保育ニーズに対応した施設整備等により、受入れ児童数の確保に取り組みます。 特に、市町村子ども・子育て支援計画に定められた提供体制確保方策を推進するための取り組みについて積極的に支援します。 ○保育所緊急整備事業 ○認定こども園整備事業	H27～H31年度	各市町村において、子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所の新設、増改築等に取り組み、定員の増に努めた。	定員数の増加に努める一方、都市部を中心に需要の高まりが供給を上回り、結果的に県全体としては待機児童が発生してしまつた。	引き続き、市町村の実施する保育所等の施設整備に係る取組みが円滑に進むよう支援する。	市町村・民間	子ども・子育て支援課	保育支援グループ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」 平成27年度末における実施状況等
(基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

資料2-Ⅲ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体			
理念	施策	事業	事業名	概要 (○: 主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅲ	4	②	◇認定こども園、幼稚園、保育所等の運営への支援	認定こども園、幼稚園、保育所等に入所している児童が心身ともに健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援法に基づき運営に要する経費を助成するほか、子ども・子育て新制度に入らない私立幼稚園に対して私学助成金を支給します。また、過疎地域等において保育所運営が継続できるよう、定員20人まで入所児童数が定員に満たない保育所に対して運営に要する経費を助成します。 ○私立学校振興費補助金交付事業 ○しまねっ子すくすく子育て支援事業	H27～H31年度	目標数値を上回るペースで文書指摘率は減少し、指導内容が保育所の運営に反映されていると考えられる。今後とも、適正な保育所運営を確保できるよう、制度や基準の周知に努め、指摘率を下げしていく必要がある。		保育所入所児童の健全な心身の発達が図れるよう、児童福祉法に基づき私立保育所等の運営に要する経費を助成するほか、保育士等の資質・専門性の向上のため研修や適切な運営を確保するための保育所への指導監査を実施する。	県・市町村	総務課 子ども・子育て支援課	保育支援グループ
Ⅲ	4	②	◇教育・保育等に従事する者の確保	幼稚園教諭、保育士等の人材を確保するための取り組みを行い、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等の受入れ体制の充実を図ります。 ○保育士養成施設新規卒業生確保 ○保育士の就業継続支援 ○保育士・保育所支援センター設置 ○再就職前研修の実施 ○保育士修学資金貸付事業 ○認可外保育施設保育士資格取得支援事業 ○保育士採用2～5年目研修	H27～H31年度	【子ども・子育て支援課】 保育士・保育所支援センターにおける就職相談、就職フェアの開催や、保育士養成施設に修学する学生に対する修学資金の貸付等の新たに保育士になろうとする者の確保に取り組みとともに、保育士採用2～5年目研修やエルダー制度の導入支援など、保育士の離職防止のための事業についてもあわせて実施した。	新卒保育士以外の潜在的な保育士等に係る確保策や特に保育士養成施設がない県西部、隠岐地区等での保育士確保に取組むことが必要。	【子ども・子育て支援課】 既存事業に加え、保育士修学資金貸付事業を拡充するとともに、再就職準備金貸付、保育士に対する保育料の貸付など、潜在保育士向けの事業を実施する(平成28年度)。事業の実施に際しては、県西部や隠岐等でも確実に事業が活用されるよう、県内各地域で事業の周知を目的とした保育所向け説明会を実施する。あわせて、県西部、隠岐地区等での保育士確保のための取組についても検討を進める。	県	子ども・子育て支援課	保育支援グループ
Ⅲ	4	②	◇教育・保育等に従事する者の質の向上	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業及び地域子ども子育て支援事業に従事する者への研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。また、研修を通じて、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取り組みの促進を図ります。 ○保育士現任研修(中堅コース) ○保育所指導的職員研修 ○乳児保育推進研修 ○障がい児保育推進事業 ○就学前人権・同和教育講座 ○幼保小連携講座 ○就学前の気にかかると子どもの理解と支援講座 ○子育て支援員研修 ○地域子育て支援センター担当者研修 ○ファミリー・サポート・センター担当者研修会 ○子育て支援者スキルアップ講座(障がい児の預かり人材養成講座)	H27～H31年度	【教育指導課】 幼稚園教諭の研修を通して、幼児教育の振興・充実を図った。 ○幼保小連携講座 小学校教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象として幼保小連携講座を実施し、接続期カリキュラムについての講義や演習を行った。 ○幼稚園教育課程研修 県内すべての公立幼稚園の教諭及び保育士等を対象として、幼稚園教育課程研修を実施し、カリキュラムマネジメントや特別支援教育についての協議や演習を行った。 【子ども・子育て支援課】 ○島根県社会福祉協議会に委託し、保育士に対する研修を実施し、資質向上を図った。 ○子育て支援員に対する研修を実施し、97名が修了した。 ○ファミリー・サポート・センター担当者研修 現在、ファミリー・サポート・センターにおいて業務を行っている者に対して、現状把握や活動を安全に行うための研修を実施し、担当者の資質の向上を図った。(H27年度 1回実施)		【教育指導課】 引き続き、幼稚園教諭の研修を中心に幼児教育の振興・充実を図る。 【子ども・子育て支援課】 ○島根県社会福祉協議会に委託し、引き続き保育士に対する研修を実施して資質向上を図る。 ○引き続き、子育て支援員の育成、資質向上のための研修を実施する。 ○ファミリー・サポート・センター担当者研修 引き続き、同趣旨の研修を年1回程度実施する。	県	子ども・子育て支援課 教育指導課	【教育指導課】 キャリア教育スタッフ 【子ども・子育て支援課】 子育て支援グループ 保育支援グループ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」 平成27年度末における実施状況等 (基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

資料2-Ⅲ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実実施計画	(4) H28実施主体			
理念	施策	事業	事業名	概要 (○: 主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅲ	4	②	◇多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	子育て中の保護者とその過程の多様なニーズに対応できるよう、子育て支援事業に要する経費を補助することで事業を推進し、子育てと仕事の両立や子育て不安の解消を図ります。 また、国基準を満たすことができない小規模な事業等に対して経費を助成することで、中山間地域等でも多様なニーズに対応した子育て支援事業が実施できるよう支援を行います。 ○地域子ども・子育て支援事業 ○しまねっ子すくすく子育て支援事業	H27～H31年度	市町村が地域の実情に応じて策定した市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する地域子ども・子育て支援事業に係る経費を補助し、事業の推進を支援した。 また、中山間地域等で行われる小規模な事業に対して経費を助成することで、多様なニーズに対応した子育て支援事業の実施を支援した。		引き続き、事業定着に努める。	市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援グループ
Ⅲ	4	②	◇教育・保育の情報の公表	施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促すとともに、保護者が多様な施設から利用する施設が選択できるよう、必要な情報の公開を行っていきます。	H27～H31年度	保育所、認定こども園等に係る教育・保育情報(施設の所在地、連絡先、利用定員、開所時間、職種別従業者の数、経験年数等)について、施設ごとに個票を作成し、ホームページにて公表した。	公表すべき情報が多岐に渡っており、どういった頻度で更新するか検討が必要。	平成28年度(以降)に開設した施設の情報についても順次公表する。	県	子ども・子育て支援課	保育支援グループ
Ⅲ	4	②	◇放課後児童健全育成の推進	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、学校の余裕教室や児童館等を利用して遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブの運営等に要する経費を助成し、子育てと仕事の両立や子育て支援の推進を図ります。 また、国基準を満たすことができない小規模な事業等に対して運営等に要する経費を助成することで、中山間地域等における放課後児童クラブの運営を支援します。 ○放課後児童健全育成事業 ○しまねっ子すくすく子育て支援事業	H27～H31年度	16市町で計208か所の放課後児童クラブに対して、運営費用の助成を行い、保護者が労働等により昼間家庭に居ない児童の健全育成を図った。また、3市で計4か所の施設整備費用を助成し、放課後児童クラブの定員増を図った。	放課後児童支援員等の確保	市町村を通じた放課後児童クラブへの運営費補助の実施及び放課後児童クラブ施設整備費補助の実施。また、放課後児童支援員認定資格研修を計画的に実施することにより、平成31年度末までに必要な放課後児童支援員の確保を目指す。 さらに放課後子ども総合プランに基づき、教育委員会の所管する放課後子ども教室事業とも連携を図り、放課後の児童対策を総合的に進めるとともに一体型及び連携型の拡充を図る。	市町村・民間	子ども・子育て支援課	企画推進グループ
Ⅲ	4	②	◇放課後児童健全育成に従事する者の質の向上	子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブに従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められることから、放課後児童支援員の認定資格研修を実施します。 また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に従事する者等への合同研修を実施し、放課後児童クラブ・児童館等における活動の質の向上を図ります。 ○放課後児童支援員認定資格研修 ○放課後子ども総合プラン研修会	H27～H31年度	○放課後児童支援員認定資格研修を計画的に実施するため、県内全放課後児童クラブを対象とした調査を実施。 ○放課後児童支援員認定資格研修の講師を現役の指導員を養成することにより、県内放課後児童健全育成事業の底上げを図った。	○放課後児童支援員認定資格研修の受講要件を具備しない従事者が一定数存在する。 ○全ての放課後児童クラブにおいて資格者の配置が義務付けられたため、放課後児童健全育成事業を実施する全ての市町村において計画的に資格者を確保できるよう、研修の開催場所・回数を考慮する必要がある。	○県内3箇所(松江市、出雲市、益田市)において、各定員100名程度の研修を実施する。 ○県内各地で研修を円滑に実施できるよう、講師の養成を図る。 ○全放課後児童クラブを対象とした資格者の確保計画、研修ニーズの調査を実施する。 ○放課後子ども総合プランの意義・趣旨を広く周知するための研修を実施する。	市町村・民間	子ども・子育て支援課	企画推進グループ
Ⅲ	4	③	◇児童手当の給付	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を養育している者に対し支給される子ども手当の財源の一部を児童手当法に基づく負担割合で負担します。	H27～H31年度	児童手当法の規定に基づき、中学校修了前までの子どもを養育している者に手当を給付した。	児童手当の給付を継続して行うことで、子育てに関する経済的負担の軽減を図る必要がある。	児童手当法の規定に基づき手当を給付する。	国・県・市町村	青少年家庭課	青少年育成スタッフ
Ⅲ	4	③	◇保育料の軽減	保育所等に入所する児童を持つ世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減するために必要な経費の一部を補助します。 ○第3子以降保育料軽減事業	H27～H31年度	平成15年度から事業開始し、平成20年度からは、市町村の自主性をより尊重した制度に見直し、実施市町村は18市町村となり、事業が定着しつつある。		全19市町村の実施となった。 引き続き、事業実施を行う。	市町村	子ども・子育て支援課	保育支援グループ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」平成27年度末における実施状況等
(基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

資料2-Ⅲ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体			
理念	施策	事業	事業名	概要 (○: 主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅲ	4	③	◇乳幼児等医療費の助成	乳幼児等の医療費の自己負担を軽減し、医療を受けやすくするとともに、子育てに係る負担の軽減を図ります。	H27～H31年度	円滑な助成に努めた。(全19市町村実施。)		円滑な助成に努める。	市町村	健康推進課	疾病療養支援G
Ⅲ	4	③	◇特定不妊治療費の助成	体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、1年度あたり治療1回につき15万円(治療によっては7万5千円)を上限として6回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。(平成27年度までは従前制度の経過措置期間)	H27～H31年度	平成17年度から事業を開始。平成27年度からは初回治療分の助成額の増額や男性不妊治療についても助成対象となった。 平成27年度 助成件数977件		引き続き事業の周知に努める。	県	健康推進課	母子・難病支援G
Ⅲ	4	③	◇生活福祉資金の貸付	低所得者に属する者等の経済的負担に対応し、経済的自立及び生活意欲の助長の促進を図るため、就学や技能を習得するのに必要な経費等に対し、生活福祉資金の貸し付けを行います。	H27～H31年度	申込者のうち、適格者に対しては適切に貸し付けることができました。		申込者のうち適格者に対しては、適正かつ迅速に貸付を行う。	民間	地域福祉課	地域福祉グループ
Ⅲ	4	③	◇奨学のための給付金の給付	特に教育費負担の大きい低所得者世帯に対して、教育費に充てるための給付金を支給することにより、高校生等の就学を支援します。 ○高等学校等就学支援事業	H27～H31年度	申請者のうち、適格者に対しては適切に給付することができた。		引続き、事業の周知に努め、申請者へ迅速に給付を行う。	県	学校企画課	情報・運営グループ
Ⅲ	4	③	◇島根県高等学校等奨学金の貸付	保護者の経済的負担に対応し、教育の機会均等を図るため、高等学校等奨学金の貸し付けを行います。 ○島根県高等学校等奨学事業	H27～H31年度	申込者のうち、適格者に対しては適切に貸し付けることができました。		引き続き制度のPRを図り、申込者のニーズに応えられるようにしていきたい。	公益財団法人島根県育英会	学校企画課	管理・支援グループ
Ⅲ	4	③	◇生活支援資金(教育支援、育児・介護休業者支援)の制度融資	県内の事業所に勤務し、又は県内に居住する労働者が、低利な融資が受けられるようにするため、勤労者支援資金(教育支援資金、育児休業者支援資金及び介護休業者等支援資金)を金融機関に預託します。	H27～H31年度	貸付件数367件、うち新規貸付件数46件。貸付残高は438,005千円で過去10年間で最低。貸付件数は減少傾向にあるが、景気等の影響による増減が予想される。	来年度以降の貸付予定額を考慮する必要がある、実績は適当。	労働者の雇用環境が改善しつつあるが、各支援については、今後も借受希望者から期待される。	民間	雇用政策課	労働福祉グループ
Ⅲ	5	①	◇人権教育の推進	子どもたち一人ひとりが将来をたくましく切り拓いていく力を育むとともに、様々な人権問題の解決に向けて主体的に行動できる子どもの育成をめざし、「進路保障」を柱とする人権教育を推進します。	H27～H31年度	平成27年3月に、「進路保障」を柱とする人権教育の推進を明確に示した、人権教育指導資料第2集「しまねがめざす人権教育(学校教育編)」を発行した。人権教育指導資料第2集は、正規教職員及び常勤講師全てに配布し、市町村教育委員会及び校長対象の教育施策説明会、各種研修会等で取り上げ、各学校での指導資料の活用・普及に努めた。	各教育現場が、人権教育指導資料第2集の趣旨を理解し、児童生徒の「進路保障」の取組を具体的に進めていくための、説明会や研修会、講座等における講義・演習等をさらに工夫し、人権教育指導資料第2集の趣旨の理解と活用促進を継続的に進めていく必要がある。	児童生徒の「進路保障」の取組が各教育現場において定着していくよう、各種説明会や研修会、講座等における講義・演習等をさらに工夫し、人権教育指導資料第2集の趣旨の理解と活用促進を継続的に進めていく。	県	人権同和教育課	指導グループ
Ⅲ	5	①	◇人権啓発事業	人権について理解と認識を深め、人権尊重の意識を高めるため、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の児童・生徒から人権啓発に関するポスターを募集し、優秀作品を広く紹介する。また、子どもから大人まで楽しみながら人権問題について学ぶイベントの開催や、学校・地域等へ啓発資料を貸し出すなどの人権啓発事業を実施します。 ○人権啓発ポスター募集事業 ○「しまね人権フェスティバル」開催事業 ○人権に関する図書・DVDパネル貸出事業	H27～H31年度	人権啓発ポスターコンクールの実施、しまね人権フェスティバルの開催、人権に関する図書・DVDパネル貸出事業等、人権について理解と認識を深め、人権尊重の意識を高めるための事業を実施した。		人権について理解と認識を深め、人権尊重の意識を高めるためには継続した取り組みが必要。引き続き、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の児童・生徒から人権啓発に関するポスター募集や子どもから大人まで楽しみながら人権問題について学ぶイベントの開催、学校・地域等へ啓発資料を貸し出すなどの人権啓発事業を実施していく。 ○人権啓発ポスター募集事業 ○「しまね人権フェスティバル」開催事業 ○人権に関する図書・DVDパネル貸出事業	県	人権同和对策課	人権啓発推進センター啓発スタッフ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」平成27年度末における実施状況等 (基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

資料2-Ⅲ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 平成27年度の実施状況等			(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体			
理念	施策	事業	事業名	概要 (○: 主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅲ	5	①	◇人権研修事業	女性、子ども、障がいのある人などさまざまな人権課題に対する理解と認識を深めるため、県・市町村行政関係者等に対する人権研修を実施します。また、地域・企業等で開催される人権研修に啓発指導講師を派遣します。 ○県・市町村行政関係者研修事業 ○啓発指導講師派遣事業	H27～H31年度	県・市町村行政関係者を対象とした研修を県内8会場で開催し、約千人の参加者があった。また、県内の地域・企業等で開催される人権研修への啓発指導講師の派遣は131箇所、研修受講者は7千人余であった。		さまざまな人権課題に対する理解と認識を深めるため、引き続き、県・市町村行政関係者等に対する人権研修を県内各会場で開催し、また、地域・企業等で開催される人権研修に啓発指導講師を派遣する。	県	人権同和対策課	人権啓発推進センター啓発スタッフ
Ⅲ	5	①	◇教職員研修の実施	教職員の人権感覚を高め、一人ひとりの人権が大切にされる教育現場を実現するために、保育所及び学校の教職員に対する研修の充実を図ります。	H27～H31年度	幼稚園・保育所等については、「就学前人権・同和教育講座」を、小中高特別支援学校等については、「人権・同和教育主任等研修」「経験者研修」「事前講座」等多くの研修の機会を設けた。研修では演習等を多く取り入れるなど、研修の充実を図った。	参加した教職員の人権感覚を高めることにつながる研修内容の更なる工夫・改善に努める必要がある。	これまで実施してきた研修会等の研修機会を確保すると共に、演習を取り入れたり実践事例を紹介したりするなど、研修内容の工夫・改善に努め、研修の充実を図る。	県	人権同和教育課	指導グループ
Ⅲ	5	①	◇人権啓発の推進	幼稚園、保育所、学校、地域、職場あるいは家庭などあらゆる場において、人権教育・啓発が行われるよう、取り組むべき施策を明らかにし、人権に視点を置いた総合的な取り組みを推進します。 ○人権問題解消に向けた啓発の推進	H27～H31年度	施設監査実施時や市町村職員説明会等の場を通じて、人権に関する啓発の推進に努めた。		引き続き事業実施に努める。	県 市町村	子ども・子育て支援課	保育支援グループ
Ⅲ	5	①	◇職員等への研修等の実施	関係職員及び各種相談員等に対する研修の実施を通じて人権意識の一層の向上に努めるとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、人権尊重に向けて主体的に取り組んでいきます。	H27～H31年度	施設監査実施時や市町村職員説明会等の場を通じて、人権に関する啓発の推進に努めた。		引き続き事業実施に努める。	県	子ども・子育て支援課	保育支援グループ
Ⅲ	5	②	◇乳児家庭に対する支援の充実	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言等を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費の助成を行います。	H27～H31年度	県内15市町村にて事業実施		引き続き、事業定着に努める。	市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援グループ
Ⅲ	5	②	◇市町村児童相談体制の強化支援	各市町村の要保護児童対策地域協議会(事務局)への専門職員の配置を促進し機能強化を図るため、専門研修を実施したり、市町村間の連絡調整や情報提供などを行います。また、養育支援の必要な子どもや家庭を地域全体で支える取り組みを進めるため、住民の身近な支援者である主任児童委員を対象とした研修を実施します。 ○市町村相談体制支援事業 ○児童委員活動	H27～H31年度	平成17年度以降、市町村での相談窓口もしたいに定着し市町村で扱う相談件数は増えており、その対応にあたる職員の資格として児童福祉司任用資格をもつ職員は順調に増えてきている。ただ、任用資格をもつ職員の異動もことから、相談体制の環境整備を今後も積極的に行っていくことが必要。 また市町村における主任児童委員の役割は大きく、研修事業を県社協に委託し実施している。	児童福祉法の改正により、市町村による児童相談体制についてはさらなる強化が必要である。市町村体制強化に向けて、県・児童相談所からの支援についても具体的に検討していく必要がある。	県が主催する市町村職員等専門研修会への参加の呼びかけを行い、多くの担当職員、関係機関の参加をいただいている。 この研修会は児童福祉司任用資格研修としても位置付けており、今後も継続して開催し、児童相談所・市町村に児童福祉司任用資格職員の配置が進むよう環境を整えていきたい。 主任児童委員の専門性向上のためにも継続して研修を実施する。	県	青少年家庭課	児童・家庭相談支援スタッフ
Ⅲ	5	②	◇児童相談所の専門性の向上	子どもと家庭の相談に適切に対応するため、児童相談所の職員体制を強化し、職員の資質の向上に取り組めます。子ども社会性や自立性を伸ばすため、地域資源を活用した社会体験活動や家庭生活体験事業を実施します。また、保護が必要な児童に対して、必要な支援を実施できるよう一時保護所の運営等の支援事業を行います。 ○子どもと家庭特定支援事業	H27～H31年度	児童虐待件数は依然として減少しておらず、一時保護所で保護する児童数も近年増加しており、10年前の倍以上の保護児童数となっている。 ひきこもり等児童集団指導事業を実施し、子どもが社会体験を通じて成長・発達することを支援している。	死亡事例の検証報告によれば、乳幼児については児童虐待による死亡もしくは重大事例に至るリスクが高い。そのため、児童の適切な保護のために、乳児院等の施設に委託して一時保護を実施することが増えている。	今後も要保護児童の数は増加すると見込まれる。28年度も引き続き一時保護所に学習支援員を配置し体制の強化を図っていく。	県	青少年家庭課	児童・家庭相談支援スタッフ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」平成27年度末における実施状況等
(基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

資料2-Ⅲ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体			
理念	施策	事業	事業名	概要 (○: 主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅲ	5	②	◇障がい児やその家族に対する相談・情報提供体制の充実	障がい児やその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、各種相談やサービス調整(障害児支援利用計画)、情報提供等を行うとともに、地域自立支援協議会において、支援体制の構築、資源の開発を進めています。 ○相談支援事業	H27～H31年度	各圏域に圏域相談支援コーディネーターを配置し、各圏域における協議会や相談支援体制整備のため支援を行った。また、相談体制の充実を図るため、相談支援事業従事者に対するスキルアップ研修や、相談支援事業所と市町村との連絡会議を実施した。		今後も引き続き圏域相談支援コーディネーターを配置、相談支援従事者に対する研修や、相談支援事業所と資料損との連絡会議の実施により、各圏域での支援体制の充実を図る。	市町村	障がい福祉課	自立支援給付G
Ⅲ	5	②	◇心の問題を抱える子どもや家庭に対する相談支援体制の充実	心の問題を抱える子どもが早い段階で身近な地域において専門的な診療や必要な療育支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携して相談支援体制の充実を図ります。 ○子どもの心の診療ネットワーク事業	H27～H31年度	拠点病院(県立こころの医療センター)を中核とし、各圏域において子どもの心の支援体制の構築を図るため、全県及び圏域でのネットワーク会議の開催や関係者向けの研修会の開催、中央研修への医師の派遣等を行った。		今後も引き続き事業を継続し、各圏域での支援体制の構築を図る。	県	障がい福祉課	療育支援G
Ⅲ	5	②	◇障がい児やその家族等に対する専門的な相談・療育指導体制の充実	障がい児やその家族の地域における生活を支援するため、障がい児(者)施設が有する専門性を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる機能の充実を図ります。 ○障がい児等療育支援事業	H27～H31年度	11施設、事業所において、訪問療育や外来療育等を実施した。		引き続き、身近な地域で療育指導が受けられるよう、社会福祉法人等に委託して療育支援事業を実施する。	県	障がい福祉課	療育支援G
Ⅲ	5	②	◇特別支援学校センター機能の充実	特別支援学校において、特別な支援を要する地域の幼児・児童生徒とその保護者及び幼保小中高등학교等からの相談に応じ、地域における相談支援の充実を図ります。 ○特別支援学校センター機能充実事業	H27～H31年度	県内12校の特別支援学校が、年間2,606件の相談に応じた。	相談や訪問は増加傾向が続いており、相談内容は多様化・複雑化している。	近年、多様化・複雑化している高等学校からの相談にも対応する。幼保小中高の教職員等の特別支援教育の理解や指導や支援の向上を図るために、各特別支援学校で開催する研修会等へ積極的に案内を行う。	県	特別支援教育課	特別支援教育課
Ⅲ	5	②	◇ひとり親家庭等への相談支援体制の充実	ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせて総合的な相談・支援を行うことが必要である。そのため、個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋がられるよう、適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実に努めます。併せて、関係機関との連携により、母子・父子自立支援員等の資質向上を図ります。 ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業	H27～H31年度	ひとり親家庭のハンドブックを作成し、市町村等関係機関へ配布した。 母子・父子自立支援員及び市町村担当職員に対し、研修を行った。 母子・父子福祉センター事業については、島根県母子寡婦福祉連合会へ委託し、実施している。	相談機関と就労、教育等関係機関との情報共有の徹底。	個々のひとり親家庭のニーズに応じた支援ができるよう、総合的な相談体制の充実について市町村担当研修等で協力依頼をしていく。	県市町村	青少年家庭課	母子福祉グループ
Ⅲ	5	③	◇養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費を助成します。	H27～H31年度	県内12市町村において事業実施され、その経費を助成した。		引き続き、事業実施を行う市町村に対して経費を助成する。	市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援グループ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」平成27年度末における実施状況等
(基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

資料2-Ⅲ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体			
理念	施策	事業	事業名	概要 (○:主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅲ	5	③	◇母子生活支援施設・児童相談所との連携	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。 ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○関係機関との連携及び利用 ○母子生活支援施策の活用	H27～H31年度	【母子G分】 ・県内市町村のひとり親担当職員に対し研修会を開催した。 市町村の母子父子自立支援員をはじめとするひとり親担当職員は、関係機関と連携を図り、ひとり親世帯の自立へとつなげた。 【児家S分】 ・母子生活支援施設及び県内市町村と連携した児童相談所による支援を実施している。	【母子G分】 相談に関わる機関や職員が、母子生活支援施設の役割などの理解を深めていく必要がある。	【母子G分】 ・県内市町村のひとり親担当職員に対し研修会を開催するとともに、機会を捉えて関係機関との連携の必要性の働きかけを行う。 【児家S分】 ・母子生活支援施設及び県内市町村と連携した児童相談所による支援を実施していく。	県 市町村	青少年家庭課	母子福祉グループ 児童・家庭相談支援スタッフ
Ⅲ	5	③	◇発生予防・早期発見・早期対応のための機能強化	児童虐待対応において優先すべきは子どもの安全確認・安全確保であり、日頃から市町村、保健所、学校、警察、医療機関など関係機関と積極的に情報共有します。 また、法律・医療の専門家の助言を得たり、虐待対応機能強化のための研修を実施するなど、児童相談所のスキル向上に努め、地域ぐるみで子どもを見守る体制を強化します。 ○児童相談所虐待対応機能強化事業	H27～H31年度	児童相談所における児童虐待対応の強化は大変重要な課題であり、法的対応、医学的対応など困難ケースには活用されている。 また児童相談所職員の研修なども実施し専門的な知識・技能の習得に努めている。	児童虐待対応が、複雑・困難化している状況にあり、発生予防—早期発見—早期対応のために、相談体制の強化や対応職員のスキル向上について、継続して取り組んでいく必要がある。	今後法的、医学的な専門的な立場からの助言等は不可欠である。 児童相談所職員の研修も継続して実施していく。	県 市町村 民間	青少年家庭課	児童・家庭相談支援スタッフ
Ⅲ	5	③	◇子どもを虐待から守る意識の啓発	県民に対して、児童虐待防止の重要性や地域での取組の必要性を広く周知するため、フォーラムの開催や街頭キャンペーンを実施します。また、子どもが気軽に相談できる子ども専用電話相談事業に対する支援を行います。 ○虐待防止地域連携強化事業 ○子どもと家庭電話相談	H27～H31年度	国作成のポスター、チラシに加え、県版で作成したチラシには各市町村の相談窓口を紹介するとともに街頭キャンペーンを実施した。 子ども専用電話は直接子どもからの悩みやSOSを受け止める機能を担っている。	特になし	今後も児童虐待を発見した時の通告義務の周知など、早期発見・早期対応につながるよう広報活動を継続していく。また子ども専用電話事業を支援することで、子どもたちが直接声を聴いてもらえる体制を支援していく。	県	青少年家庭課	児童・家庭相談支援スタッフ
Ⅲ	5	④	◇里親委託等の推進	ファミリーホーム(養育者の住居で行う里親型のグループホーム)を設置するなど、里親委託率の向上を目指します。 そのために、里親制度の広報・周知や里親に対する研修・相談体制を充実するとともにファミリーホーム設置者に対して措置費の支弁や住居改修費用等による支援を行います。 新規の里親登録者の開拓と里親委託を促進し、登録里親の支援を行うため、里親会に里親支援機関事業を委託し、協働して、里親支援のための里親家庭訪問活動、里親制度の広報啓発活動、里親・里子交流会、施設訪問などの事業を実施します。 ○里親委託児童支援事業	H27～H31年度	H27年度から県里親会に里親支援機関事業を委託し、新規里親登録者の開拓や里親相互の交流事業等を行った。児童を養育している里親の体験発表など里親制度の普及啓発活動により、養子縁組を希望する里親などの登録が増えてきている。 また、ファミリーホームが1ヶ所開設され、新たに児童を委託することが出来た。	里親登録者数を増やすためには、里親制度の主旨や里親の実情などを広く周知することにより、里親や里親に委託されている児童に対する理解を深めていく必要がある。	里親制度の正しい理解促進のため、県里親会と連携し、引き続き、広報や街頭活動等の普及啓発活動に取り組む。また、里親に対する研修実施や訪問支援、相互交流事業を実施していく。	県	青少年家庭課	児童・家庭相談支援スタッフ
Ⅲ	5	④	◇小規模グループケアの設置・運営への支援	児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化を図ります。 設置する社会福祉法人等に対して、措置費の支弁や施設整備の支援とともに専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実、家庭支援及び地域支援の充実、そして子どもの権利養護の推進など、家庭的養護推進のための支援を行います。 ○施設入所児童支援事業	H27～H31年度	H27に1箇所の小規模グループケアの整備を実施した。	施設入所児童に対する自立支援の取組は児童の抱える問題が複雑化していることから、施設養護の中で家庭的な養育環境を整えることが求められている。 しかし、小規模グループケアには新たな人員配置と施設改修が必要となるため、施設側の人的、財政的な事情から早期の整備が難しい面があると考えられる。	H27.3月に島根県社会的養護体制推進計画を策定し、里親委託の推進や施設養護の小規模化等、家庭的養護の推進に向けた取組の方向性を定めた。 この計画において、養護施設等は小規模グループケア、地域小規模養護施設の整備を推進することとしている。 H28年度に1箇所、H30とH31に各1箇所の小規模グループケアの整備を予定している。	県	青少年家庭課	児童福祉グループ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27~H31計画)」平成27年度末における実施状況等 (基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

資料2-Ⅲ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実施計画		(4) H28実施主体		
理念	施策	事業	事業名	概要 (○: 主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅲ	5	④	◇地域小規模児童養護施設の設置・運営への支援	地域小規模養護施設の設置拡大により、施設機能の地域分散化を進め、地域支援へと拡大、施設の役割を大きく発展させます。設置する社会福祉法人等に対して、措置費の支弁や施設整備の支援を行うとともに、専門的なケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実、家庭支援及び地域支援の充実、そして子どもの権利擁護を推進します。 ○施設入所児童支援事業	H27~H31年度	新規設置なし	施設入所児童に対する自立支援の取組は児童の抱える問題が複雑化していることから、施設養護の中で家庭的な養育環境を整えることが求められている。しかし、地域小規模児童養護施設の設置・運営には新たな人員配置と施設整備が必要となるため、施設側の人的、財政的な事情から整備が難しい。	H27.3月に島根県社会的養護体制推進計画を策定し、里親委託の推進や施設養護の小規模化等、家庭的養護の推進に向けた取組の方向性を定めた。この計画において、養護施設等は小規模グループケアが、地域小規模養護施設の整備を推進することとしているが、地域小規模養護施設の整備予定は現時点で無い。	県	青少年家庭課	児童福祉グループ
Ⅲ	5	④	◇母子生活支援施設・児童相談所との連携(再掲)	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。 ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○関係機関との連携及び利用 ○母子生活支援施策の活用	H27~H31年度	【母子G分】 ・県内市町村のひとり親担当職員に対し研修会を開催した。 市町村の母子父子自立支援員をはじめとするひとり親担当職員は、関係機関と連携を図り、ひとり親世帯の自立へとつなげた。 【児家S分】 ・母子生活支援施設及び県内市町村と連携した児童相談所による支援を実施している。	【母子G分】 相談に関わる機関や職員が、母子生活支援施設の役割などの理解を深めていく必要がある。	【母子G分】 ・県内市町村のひとり親担当職員に対し研修会を開催するとともに、機会を捉えて関係機関との連携の必要性の働きかけを行う。 【児家S分】 ・母子生活支援施設及び県内市町村と連携した児童相談所による支援を実施していく。	県市町村	青少年家庭課	母子福祉グループ 児童・家庭相談支援スタッフ
Ⅲ	6	①	◇障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進	県民が、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解し、日常生活でちよとした配慮を実施していくための取り組みを実施し、障がい児をはじめ誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)づくりを進めていきます。 ○「あいサポート運動」事業	H27~H31年度	「あいサポーター研修」やあいサポーター研修の講師を養成する「あいサポートメッセージ研修」を実施した。(あいサポーター H27末現在 27,611人) また、子ども向け資料を作成し配布したほか、メディアを活用した広報活動や障害者週間に合わせた街頭啓発活動等を行った。	障がいのある方への理解を促進し、誰もが暮らしやすい地域社会を実現するため、今後もあいサポート運動を推進していく。	県	障がい福祉課	療育支援G	
Ⅲ	6	①	◇障がい児在宅サービスの充実	障がい児やその家族が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、居宅介護、短期入所(ショートステイ)、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。 ○障害児通所支援事業 ○障害福祉サービス事業 ○地域生活支援事業	H27~H31年度	市町村が支弁する障がい者自立支援給付費や障がい児通所給付費等に対し、負担金を交付した。	今後も引き続き負担金の交付を行い、在宅障がい児の地域生活を支援する。	市町村	障がい福祉課	自立支援給付G 療育支援G	
Ⅲ	6	①	◇障がい児への経済的支援	在宅の重度の障がいのある児童を監護・養育する者に対する特別児童扶養手当や重度の障がい児に対する障害児福祉手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。 ○特別児童扶養手当支給事業 ○障害児福祉手当支給事業	H27~H31年度	在宅の重度障害児を監護・養育する者に対する特別児童扶養手当を支給した。 【特別児童扶養手当支給対象児童数】 1,807人	対象となる児童を監護する保護者が手当を受給できるよう、市町村と協力して周知を図る。	県市町村	障がい福祉課	計画推進G	
Ⅲ	6	①	◇発達障がい児支援体制の整備	地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、発達障がいの早期発見・早期療育による一貫した支援を行うとともに、発達障がい者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。 ○発達障がい者支援体制整備事業	H27~H31年度	県内2カ所の発達障害者支援センターにおいて、相談支援や関係機関への支援、保育士等への研修、ペアレントメンターの養成など家族支援等を実施し、市町村を中心とした地域支援体制の整備を図った。	発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村の体制整備に向けたより専門的な支援、保健師・保育士等研修による人材育成などを行いながら、関係部局が連携した地域支援体制を構築していく。	県	障がい福祉課	療育支援G	

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」平成27年度末における実施状況等
(基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

資料2-Ⅲ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体			
理念	施策	事業	事業名	概要 (○:主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅲ	6	①	◇高次脳機能障がい児支援体制の整備	障がい保健福祉圏域ごとに支援拠点を設置し、頭部外傷や脳血管障がいなどの原因により、言語や記憶などの機能に障がいが起こり、日常生活、社会生活への適応が困難となる高次脳機能障がい児やその家族に対し支援を行います。 ○高次脳機能障がい者支援事業	H27～H31年度	県支援拠点と県内7カ所の圏域支援拠点において、専門的な相談支援や関係機関との連携体制構築のための圏域ネットワーク会議や研修会を開催した。		今後も引き続き、支援拠点を中心に相談支援や普及啓発事業を行っていく。	県	障がい福祉課	療育支援G
Ⅲ	6	①	◇極めて重度の障がい児への支援	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童やその家族の地域生活を支援するため、短期入所(ショートステイ)や日中一時支援等のサービスが提供できる体制を整備するとともに、専門的療育やリハビリが受けられない地域に専門職員を派遣するなど、身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。 ○重症心身障がい児(者)在宅サービス提供体制整備事業 ○重症心身障がい児(者)巡回等療育支援事業	H27～H31年度	・重症心身障がい児(者)が利用できる通所支援施設がない地域に向きサービスを提供した2事業所に対して、巡回等に係る経費を補助した。 ・重症心身障がい児(者)に対して、ショートステイやデイサービス等を提供した15カ所の障がい福祉サービス事業所に対し、受入れの際に要した看護師等加配人件費を補助した。		在宅の重症心身障がい児(者)が、身近な地域でショートステイやデイサービス等療育訓練を受けることができるよう、今後も事業を継続し、サービス拠点の確保やサービスの充実を図る。	県	障がい福祉課	療育支援G
Ⅲ	6	①	◇放課後健全育成	放課後及び長期休暇期間に、空き教室等を利用して特別支援学校に通学する在宅の児童・生徒を預かり、保護・養成を行います。 ○ハッピーアフタースクール事業	H27～H31年度	7カ所の特別支援学校保護者会に対して、ハッピーアフタースクール事業補助金を交付した。また、事業の適性かつ円滑な運営を進めていくため、連絡会及び実地調査を実施した。		今後も各保護者会と意見交換しながら、事業を継続して実施していく。	県市町村	障がい福祉課	療育支援G
Ⅲ	6	①	◇放課後児童クラブの障がい児受入れ推進	放課後児童クラブにおける、障がい児の受入れを推進するために、専門的知識等を有する指導員を配置するクラブに対して、必要な経費の補助を行います。 また、国補助対象とならない小規模な放課後児童クラブが障がい児を受入れた場合に係る経費を補助することで、小規模なクラブでの障がい児の受入れの推進を図ります。 ○放課後児童健全育成事業 ○しまねすくすく子育て支援事業	H27～H31年度	○子ども・子育て支援交付金として、放課後児童クラブにおける、障がい児の受入れを推進するために、専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するクラブに対して、必要な経費を国と協調した補助を行った。 ○障がい児を5人以上受入れを行っているクラブに対してはさらに加配を行うための補助を行った。	○専門的知識等を有する放課後児童支援員等の確保及び適切な研修の実施 ○障がい児を受け入れるに当たっての個人情報の取扱いと障がいの状況把握のための資質向上	○国と協調し、継続して放課後児童クラブにおける、障がい児の受入れを推進するために、専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するクラブに対して、必要な経費を補助する。	市町村	子ども・子育て支援課	企画推進グループ
Ⅲ	6	①	◇特別支援教育体制の総合的な推進	保育所、幼稚園から高等学校までの障がいのある幼児児童生徒に対し、個別的教育支援計画に基づく乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援を行います。 ○特別支援教育体制整備推進事業	H27～H31年度	各市町村教育委員会において相談支援チーム又は同様の機能を持つ組織が設置された。隠岐については広域連携協議会の相談支援チームが対応し、機能し始めている。	○全ての学校において、着実に特別支援教育の体制整備が進んできている。幼稚園、高等学校の体制整備状況については、小中学校と比較すると課題がある。 ○教育委員会だけではなく、福祉・保健・医療・労働等との連携し、一貫した支援体制の構築。	○特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制を福祉・保健・医療・労働等との連携し整備していく。	県	特別支援教育課	特別支援教育課
Ⅲ	6	①	◇特別支援学校の進路開拓	特別支援学校高等部の就労を希望する生徒が就労できるよう、就業に向けた知識技能の向上を図るため、企業等での現場実習を行います。また、生徒の就労についての理解及び就労の場を確保するため、職場開拓や進路開拓推進協議会を開催します。 ○特別支援学校職業教育・就業支援事業	H27～H31年度	関係機関と連携を図り、情報収集を行いながら、職場開拓や進路開拓を行うことで、希望する卒業生はほぼ一般就労できた。	生徒の障がいの重度・重複化、多様化する状況のもと、生徒の希望する就労につながる職場や実習先の開拓は継続して必要である。	平成28年度も知的障がい特別支援学校6校に進路指導代替非常勤講師を継続して配置し、職場開拓や就労支援の充実を図る。	県	特別支援教育課	特別支援教育課

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」平成27年度末における実施状況等
(基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

資料2-Ⅲ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等			(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体		
理念	施策	事業	事業名	概要 (○: 主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅲ	6	①	◇障がい児等保育対策	障がい児等の受入に積極的に取り組む保育所等に保育士の配置や受入れ体制整備にかかる経費を補助することで、障がい児等の保育の促進を図ります。 ○しまねっ子すくすく子育て支援事業	H27～H31年度	141箇所の保育所等に対して、経費の助成を行い、障がい児等の保育の促進を図った。		未就学の障がい児等の健全育成と当該乳幼児を育てる家庭の子育てと仕事の両立が図られるよう、引き続き、市町村を連携して障がい児等の保育の促進を支援していく。	市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援グループ
Ⅲ	6	①	◇障がい児の預かり事業	専門的な知識をもって子どもの預かりなどの援助を行える者の養成・登録、相互援助活動の調整等を行う場合にかかる経費を補助することで、障がい児の預かり事業の充実を図ります。 ○しまねっ子すくすく子育て支援事業	H27～H31年度	3箇所の預かり事業に対して、経費の助成を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援・育児負担の軽減を図った。		就学後の障がい児等の健全育成と当該児童を育てる家庭の子育てと仕事の両立が図られるよう、引き続き、市町村都連携して障がい児等の預かりの充実を図っていく。 なお、事業の実施数が少ないことから、事業ニーズを踏まえながら、既存事業と整理・統合を検討する必要がある。	市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援グループ
Ⅲ	6	②	◇子育て・生活支援の充実	子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進していきます。	H27～H31年度	母子家庭等日常生活支援事業について、島根県母子寡婦福祉連合会へ委託し、実施している。	日常生活支援事業において、ひとり親家庭の支援をする家庭生活支援員が不足している。	新たに子育て支援員研修終了者等を家庭生活支援員の要件に加え、支援員の充実を図る。	県 市町村	青少年家庭課	母子福祉グループ
Ⅲ	6	②	◇就業支援	各種職業訓練や就業支援給付金についての周知、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等労働関係機関との連携による巡回相談や母子・父子自立支援プログラムの積極的な活用等、ひとり親家庭等の状況に応じたきめ細やかな就業支援により、経済的自立が図られるよう支援します。 ○母子家庭等就業・自立支援センターによる支援 ○母子・父子自立支援プログラム策定事業 ○公共職業訓練の実施 ○就業支援講習会 ○母子・父子自立支援員による就業相談 ○準備講習会付き職業訓練 ○母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	H27～H31年度	島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等労働関係機関との連携により、ひとり親家庭の就業支援を行っている。 H27 母子・父子自立支援プログラム策定 策定件数 20件(うち就職者数 20件) H27 就業相談件数 98件 無料職業紹介 82件	各種就業支援事業に対して、認知度が低い傾向にある。	引き続き、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等労働関係機関との連携により、ひとり親家庭の就業支援を図る。 また、市町村とも協力して周知を図っていく。	県 市町村	青少年家庭課	母子福祉グループ
Ⅲ	6	②	◇就業機会の拡充	雇用の場の創出や様々な主体による就業支援など、社会的な取り組みへの機運を醸成します。 ○ひとり親家庭等の親の雇用に関する事業主への働きかけ ○公共施設における雇用の促進	H27～H31年度	島根県母子寡婦福祉連合会へ委託し、実施している。 H27 訪問企業 7件 訪問団体数 42件 行政訪問 118件	各種就業支援事業に対して、認知度が低い傾向にある。	引き続き、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等労働関係機関との連携により、ひとり親家庭の就業支援を図る。 また、市町村とも協力して周知を図っていく。	県 市町村	青少年家庭課	母子福祉グループ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」平成27年度末における実施状況等
(基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

資料2-Ⅲ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体			
理念	施策	事業	事業名	概要 (○:主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅲ	6	②	◇養育費確保・面会交流の支援	子どもの自尊心や心の安定をはぐくむための養育費確保と面会交流の必要性について周知啓発を図るとともに、関係機関や民間団体との協力により、離婚に関する相談や届出などの機会を捉えて、専門家による無料法律相談の利用を促すなど、養育費と面会交流の確保に向けた支援を行います。 ○養育費確保・面会交流に向けた啓発の推進 ○法律相談事業の実施 ○ひとり親家庭等生活向上事業 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業(養育費相談) ○関係機関との連携及び活用	H27～H31年度	島根県母子寡婦福祉連合会へ委託し、実施している。 また母子・父子自立支援員等に対しては、全国研修会を紹介し、資質の向上を図った。 H27 養育費相談件数 21件 法律相談件数 5件	各種事業の認知度が低い傾向にある。	引き続き、島根県母子寡婦福祉連合会へ委託し実施していく。 また、市町村とも協力して周知を図っていく。	県市町村	青少年家庭課	母子福祉グループ
Ⅲ	6	②	◇経済的支援の充実	ひとり親家庭等にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図り、適切な支給を行います。 また、母子寡婦福祉資金貸付の対象が新たに父子家庭へ拡大されることから、対象者への周知徹底を図ります。 資金貸付を希望するひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一端として母子父子寡婦福祉資金を活用するとともに、貸付後の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続した支援を行います。 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 ○福祉医療費助成の実施 ○各種減免制度・奨学金制度の実施 ○児童扶養手当の給付 ○保育所保護者負担金の減免 ○生活福祉資金の貸付	H27～H31年度	・H27母子父子寡婦福祉資金の貸付実績 882件 予約貸付時期をこれまでより前倒しし8月から開始した。	・貸付事務の市町村への未移譲が5市町あり、ひとり親に対する貸付事務を通じたきめ細やかで総合的な支援が進まない。	・貸付以外にも「ひとり親家庭ハンドブック」「児童扶養手当のしおり」やを利用し、制度や事業の広報を引き続き強化する。 ・貸付事務の移譲について未移譲市町へ引き続き働きかけを行う。	県市町村	青少年家庭課	母子福祉グループ
Ⅲ	6	②	◇ひとり親家庭等への相談支援体制の充実(再掲)	ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせて総合的な相談・支援を行うことが必要である。そのため、個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋げられるよう、適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実にも努めます。併せて、関係機関との連携により、母子・父子自立支援員等の資質向上を図ります。 ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業	H27～H31年度	ひとり親家庭のハンドブックを作成し、市町村等関係機関へ配布した。 母子・父子自立支援員及び市町村担当職員に対し、研修を行った。 母子・父子福祉センター事業については、島根県母子寡婦福祉連合会へ委託し、実施している。	相談機関と就労、教育等関係機関との情報共有の徹底。	個々のひとり親家庭のニーズに応じた支援ができるよう、総合的な相談体制の充実について市町村担当研修等で協力依頼をしていく。	県市町村	青少年家庭課	母子福祉グループ
Ⅲ	6	②	◇母子生活支援施設・児童相談所との連携(再掲)	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。 支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。 ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○関係機関との連携及び利用 ○母子生活支援施設等の活用	H27～H31年度	【母子G分】 ・県内市町村のひとり親担当職員に対し研修会を開催した。 市町村の母子父子自立支援員をはじめとするひとり親担当職員は、関係機関と連携を図り、ひとり親世帯の自立へとつなげた。 【児家S分】 ・母子生活支援施設及び県内市町村と連携した児童相談所による支援を実施している。	【母子G分】 相談に関する機関や職員が、母子生活支援施設役割などの理解を深めていく必要がある。	【母子G分】 ・県内市町村のひとり親担当職員に対し研修会を開催するとともに、機会を捉えて関係機関との連携の必要性の働きかけを行う。 【児家S分】 ・母子生活支援施設及び県内市町村と連携した児童相談所による支援を実施していく。	県市町村	青少年家庭課	母子福祉グループ 児童・家庭相談支援スタッフ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」平成27年度末における実施状況等 (基本理念Ⅳ:安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備)

資料2-Ⅳ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体			
理念	施策	事業	事業名	概要 (○:主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅳ	7	①	◇お産あんしんネットワーク事業	周産期(妊娠後期から新生児早期)において高度専門的な医療を効果的に提供する医療体制の確保を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。 ○周産期医療ネットワーク構築事業	H27～H31年度	平成18年1月1日に、島根県立中央病院を総合周産期母子医療センターに指定した。 総合周産期母子医療センターが中心となり、周産期医療ネットワーク連絡会を開催し、県内の産科医療機関の連携を強化している。		引き続き、高度専門的な周産期医療を効果的に提供する体制の整備を進め、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進める。	県	健康推進課	母子・難病支援G
Ⅳ	7	①	◇医療的ケア必要時等ハイリスク児対策の充実	医療的ケア必要児等の退院後の家庭生活支援を円滑に行うため、医療機関と保健所等が、医療連携会議を開催するとともに、医療的ケア必要児の退院児の保護者面接・訪問指導などを行います。また、入院を要する妊婦高血圧症候群に罹患している妊婦の医療費を負担することにより、妊娠中の適切な医療処置の促進を図ります。 ○医療的ケア必要児等ハイリスク児保健・医療連携事業	H27～H31年度	低出生体重児の出生割合や在宅で医療的ケアを必要とする児は増加し、医療機関や関係機関と地域の連携による支援がますます必要になってきており、連携体制の強化に努めた。 医療機関からの連絡票による情報提供は定着した。 また、未熟児養育医療費給付については、母子保健法の改正により、平成25年度より住民に身近な市町村で実施されている。		引き続き医療機関からのタイムリーな情報提供や、ケース連絡会等の効果的な開催により、支援を推進する。 また、未熟児養育医療費給付及び訪問指導は、市町村において円滑に取り扱われるよう支援する。	県	健康推進課	母子・難病支援G
Ⅳ	7	②	◇食育の推進(食育に関する情報提供)	島根県食育推進計画第二次計画(H24～)に基づき、子育て世代が健全な食生活を実践できるように、特に、課題である朝食や野菜摂取の増加につながるよう、食に関する様々な知識、情報の提供を図ります。 ○しまね食育まつり ○食育情報サイトの作成 ○新聞広告による啓発	H27～H28年度	食育まつりの開催(11月22日、くにびきメッセ)により、10の関係団体の体験型ブースの出展があり、多くの県民が参加した。 若い世代に食に関する情報を届け、食への関心を高め実践につなげるため、県立大学松江キャンパスの学生による食レポートの記事を掲載した。 食育の推進につながる新聞広告を、健康推進課、保健体育課、農林水産部で協力して掲載した。		身近な地域の「まちの食育ステーション」で、食育の日にあわせた情報発信を継続する。 食育総合サイトの記事をさらに充実させ、検索しやすい工夫により若者が多く閲覧できるようにする。	県	健康推進課	健康増進G
Ⅳ	7	②	◇食育の推進(食育に関する人材育成とネットワークづくりの推進)	島根県食育推進計画第二次計画(H24～)に基づき、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化を図るため、島根県食育・食の安全推進協議会や食育ボランティアの交流会などによる関係者のネットワーク化と人材の育成を行います。 また、食に関する関係機関団体間で食育に関する情報の共有を図ります。 ○食育推進体制構築事業 ○食育サポーター等育成事業 ○食育推進専門研修 ○食育・食の安全メーリングリストによる情報共有	H27～H28年度	41団体による食育・食の安全推進協議会と主要団体による幹事会により、食育推進計画の推進を目指す取組について検討した。 地域で活躍する食育推進団体等を対象に、食育の普及に関する研修会や団体間の交流会を継続して実施した。 また、メーリングリスト等を通して、タイムリーな情報交換による交流を図っている。		食育・食の安全推進協議会、幹事会、メーリングリストによる関係団体との連携強化により、食育の推進を図る。 地域で食育の推進の担い手となるボランティア団体等の研修による人材育成とネットワーク化を図る。	県	健康推進課	健康増進G
Ⅳ	7	②	◇食育の推進(食育に関する体験活動の促進)	島根県食育推進計画第二次計画(H25～)に基づき、身近なところで食に関する「おいしい・いたのしい・ためになる」体験の場として「しまね食育まつり」を開催し、食への関心を高め日常の実践につなげます。 また、体験活動を実施している組織・団体がしている活動事例の収集及び情報提供を行い、体験活動の促進を図ります。 ○しまね食育まつり ○食育体験活動事例集の作成	H27～H28年度	食育まつりの開催(11月22日、くにびきメッセ)により、10の関係団体の体験型ブースの出展があり、多くの県民が参加した。 県内の食育体験活動事例を募集し、県内34団体の体験活動を事例集としてまとめ、啓発を行った。		さらに身近な地域で食育体験活動に参加できるよう、スーパードと連携して「まちの食育ステーション」として、保健所単位毎の特性を活かした活動や情報提供を実施する。 既に作成した体験活動事例集の活用を図る。	県	健康推進課	健康増進G

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」 平成27年度末における実施状況等 (基本理念Ⅳ:安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備)

資料2-Ⅳ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体			
理念	施策	事業	事業名	概要 (○: 主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅳ	7	③	◇妊娠・出産等の正しい知識の普及	若い男女が早い時期から妊娠・出産について知識が得られ、妊娠・出産する時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう妊娠・出産等について適切な時期に正確な情報の提供を行います。 また、不妊の原因は男女双方にあることから、男性・女性双方を対象とした多様な情報提供を図るとともに必要に応じて相談や医療に繋がります。	H27～H31年度	不妊セミナーを開催し、不妊に悩む男女やその家族などに情報を提供するとともに、希望者には個別相談や参加者同士の交流会を開催した。 不妊専門相談センターの周知を、新聞等活用して積極的に実施した。		フォトしまねやテレビCMを活用して、広く県民に情報提供する	県	健康推進課	母子・難病支援G
Ⅳ	7	③	◇不妊専門相談事業の実施	不妊専門相談センターを県立中央病院内に設置し、専門医・助産師による電話・面接相談やメールによる質問対応を行うことにより悩みの解消・自己決定の支援を行います。 また、不妊治療に対する正しい理解を普及するための啓発を行います。	H27～H31年度	相談方法はメール相談が最も多い。 相談件数: 111件		引き続き事業の周知に努める。効果的なPR方法に検討が必要である。	県	健康推進課	母子・難病支援G
Ⅳ	7	③	◇特定不妊治療費の助成(再掲)	体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、1年度あたり治療1回につき15万円(治療によっては7万5千円)を上限として6回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。 (平成27年度までは従前制度の経過措置期間)	H27～H31年度	平成17年度から事業を開始。平成27年度からは初回治療分の助成額の増額や男性不妊治療についても助成対象となった。 平成27年度 助成件数977件		引き続き事業の周知に努める。	県	健康推進課	母子・難病支援G
Ⅳ	7	④	◇小児医療の充実	救急医療に携わる内科医等を対象とした小児救急研修を実施し、小児科医以外でも診察できる体制整備を図ります。 また、子どもの健康面で育児不安を抱える保護者のサポートを目的に、休日や夜間における子どもの急病等に対し、小児科医師等に気軽に相談ができる電話相談サービス(#8000)を行います。 ○小児救急電話相談事業	H27～H31年度	隠岐圏域で、地域の病院・診療所等の小児科医師や内科医師等を対象に、小児救急地域医師研修を実施し、小児救急医療に関する理解が深まった。 また、小児救急電話相談は、平成27年11月から受付時間を23時までから翌朝9時までまで延長するとともに広報活動を強化したことなどにより、前年比1.125件増の年間4,186件の相談が寄せられており、平日夜間や休日の保護者の不安解消に寄与した。		今後も継続的に実施することにより、小児救急医療体制の補強及び質の向上につなげていく。	県	医療政策課	地域医療支援第二グループ
Ⅳ	7	④	◇小児慢性特定疾病への支援	児童の健全育成を阻害する小児慢性特定疾病に係る治療費の一部を助成することにより患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する支援を実施します。	H27～H31年度	平成27年度末受給者証所持者数 647名		引き続き、医療費の一部を負担し支援を継続する。	県	健康推進課	母子・難病支援G
Ⅳ	8	①	◇若年層への結婚、妊娠、出産等に関する啓発	若いうちから、結婚や妊娠、出産、子育てに関する関心を高め、正しい知識を持ってもらうため、また、広く県民にも関心をもらうための啓発を行います。 ○結婚ポジティブキャンペーン ○生の楽習講座 ○ライフプラン設計講座	H27～H31年度	○結婚ポジティブキャンペーン 「家族」「結婚」等をテーマとしたCMを制作・放映することにより啓発を実施 ○生の楽習講座 児童や生徒を対象に、助産師による講座を実施 受講者数: 12, 305名 ○ライフプラン設計講座 高校生や大学生を対象に、専門講師によるライフデザインセミナーを実施 実施校: 3校	○生の楽習講座 年間200講座を実施しているが、開催希望が多く全ての学校の要望に応えられていない。 ○ライフプラン設計講座 県内の人材によるファンリテーターの確保・養成が必要であり、また、講座実施を受け入れる学校とのカリキュラムの調整を早期に実施する必要がある。	関係機関と連携し、児童・生徒・学生等を対象とし、若いうちから関心をもち正しい知識を得られるよう、引き続き啓発を実施していく。	県	子ども・子育て支援課	企画推進グループ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27~H31計画)」平成27年度末における実施状況等 (基本理念Ⅳ:安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備)

資料2-Ⅳ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体			
理念	施策	事業	事業名	概要 (○: 主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅳ	8	①	◇出会いの場の創出、 情報提供	独身男女に出会いの場を提供するため、市町村 や民間が行う出会いイベントやセミナー開催等の 取組を支援します。 ○しまね縁結び応援事業 ○出会いイベントコーディネーター養成事業 ○出会いイベント情報提供メールマガジン「恋 みくじ」	H27~H31年度	○市町村等が実施する婚活イベントやセク スアップセミナー等の開催経費の支援:67件 ○出会いイベントの企画、コーディネート のノウハウを高めるための研修会の実施:6回 ○出会いイベント情報提供メールマガジン ・登録者数:3,093人 ・配信数:181件	婚活イベントの実施については、結婚を希望する 独身男女への出会いの場の提供が目的であり、 その後の交際に繋がる効果的なイベントとなるよ う、手法や内容を検討する必要がある。	市町村等が実施する婚活セミナー等の開催経費の支 援、出会いイベントの情報提供メールマガジンについ ては、引き続き実施する	県	子ども・子育て 支援課	企画推進グ ループ
Ⅳ	8	②	◇出会いの場の創出、 情報提供(再掲)	独身男女に出会いの場を提供するため、市町村 や民間が行う出会いイベントやセミナー開催等の 取組を支援します。 ○しまね縁結び応援事業 ○出会いイベントコーディネーター養成事業 ○出会いイベント情報提供メールマガジン「恋 みくじ」	H27~H31年度	○市町村等が実施する婚活イベントやセク スアップセミナー等の開催経費の支援:67件 ○出会いイベントの企画、コーディネート のノウハウを高めるための研修会の実施:6回 ○出会いイベント情報提供メールマガジン ・登録者数:3,093人 ・配信数:181件	婚活イベントの実施については、結婚を希望する 独身男女への出会いの場の提供が目的であり、 その後の交際に繋がる効果的なイベントとなるよ う、手法や内容を検討する必要がある。	市町村等が実施する婚活セミナー等の開催経費の支 援、出会いイベントの情報提供メールマガジンについ ては、引き続き実施する	県	子ども・子育て 支援課	企画推進グ ループ
Ⅳ	8	②	◇結婚に関する相談、 紹介(マッチング)支援	結婚に関する独身男女からの相談や相手紹介 (マッチング)を行うため、結婚ボランティアの活 動支援や結婚支援センター(仮称)の設置等を行 います。 ○島根はっぴーこーいねーたー事業 ○結婚応援企業・企業内「はびこ」登録養成事 業 ○結婚支援拠点事業	H27~H31年度	結婚支援を専門に行う機関となる「しまね縁結び サポートセンター」をH27年11月に松江市に、H 28年1月に浜田市に設置し、結婚相談ボランテ ア「はびこ」の活動支援の強化、専門コ ーディネーターによる結婚相談を開始した。	はびこ不在地域の解消・はびこの増員等、マッ チング機能の強化及び、サポートセンターの認知度 の向上を目指す必要がある。	平成28年4月にサポートセンターを法人化し、結婚支援 業務をさらに強化していく。	県	子ども・子育て 支援課	企画推進グ ループ
Ⅳ	8	②	◇しまね縁結び市町村 交付金事業(出会いの 場創設、結婚相談員養 成等)	地域に応じた出会いの場を創設するため、市町 村が行う出会いイベント開催や結婚相談員の養 成・スキルアップ等の結婚対策事業を支援しま す。	H27~H31年度	市町村等が実施する婚活イベントやセク スアップセミナー等の開催経費の支援:67件	婚活イベントの実施については、結婚を希望する 独身男女への出会いの場の提供が目的であり、 その後の交際に繋がる効果的なイベントとなるよ う、手法や内容を検討する必要がある。	効果的なイベント実施となるよう、引き続き市町村と連携 して実施する	県	子ども・子育て 支援課	企画推進グ ループ
Ⅳ	9	①	◇仕事と家庭の両立支 援	労働者が安心して働くことができるようにするた め、事業主、労働者及び県民に対し、育児・介護 休業法等の関係法制度等を普及啓発するととも に、従業員の子育てに配慮する企業の認定・顕 彰するなど、社会的気運の醸成、高揚を図りま す。 ○しまね子育て応援企業認定制度	H27~H31年度	国において積極的に実施されている広報啓発活 動に呼応し、県においても労務管理アドバイザー を派遣するなど、職場環境の整備に努め、改善し つつあるが、目標数値までは届かなかった。 平成20年度から、県建設工事の入札参加資格 審査での加点を導入、平成24年度から、県建設 工事の総合評価方式の評価項目への導入をした ことにより、建設業の中小企業を中心に認定企業 が大幅に増えており、目標値を超えて推移して いる。平成22年度に県の関係部署に働きかけた結 果、県の清掃・警備業にも加点が導入され、土木 以外の業種の認定企業を増やすよう広報してい るが、現状では約6割以上が建設業の中小企業 となっている。	建設業以外の認定企業が少ないため、こころカ ンパニー認定のメリットを検討する必要がある。	国及び関係機関と連携し、法制度の一層の普及啓発を 図るとともに、労働者の育児負担軽減に積極的な事業主 を支援することにより、労働者が安心して働くことができ るよう、仕事と家庭の両立を推進する。 引き続き、建設業以外の認定企業の拡大を働きかけるた め、島根労働局や商工会等と連携しながら取り組んでい く。	県	雇用政策課 子ども・子育て 支援課	労働福祉グ ループ 企画推進グ ループ
Ⅳ	9	①	◇イクメン・イクボス養 成事業	父親の育児参加が進むよう、イクメンの養成のた めの取り組みを実施する。 また、仕事と家庭の両立のため、企業の管理職 の育児に対する理解・協力が進むよう、イクボス の養成の取り組みを実施する。	H27~H31年度	みんなで考えるわが家のカタチキャンペーン(イク メンチェック)、イクボス養成セミナー、イクボス表 彰を実施。	イクボスセミナーについて、参加者が少なかったこ と、また他部局でも似たようなセミナーなど実施し ていることから、他部局とも連携して事業を行う必 要がある。	引き続き、イクメン・イクボスについて広報し、「イクメン」 「イクボス」という言葉や意味を浸透させ、家庭と仕事の 両立支援を推進していく。	県	子ども・子育て 支援課	企画推進グ ループ

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」 平成27年度末における実施状況等 (基本理念Ⅳ:安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備)

資料2-Ⅳ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実施計画		(4) H28実施主体		
理念	施策	事業	事業名	概要 (○: 主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅳ	9	①	◇離転職者等の職業訓練の実施	結婚・出産・育児等で離職した長期離職者に対して相談、情報提供及び職業訓練による再就職支援を行います。	H27～H31年度	求人・求職ニーズを反映した訓練科の設定や就職支援を実施。	企業側からの求人と訓練者側の求職ニーズが異なる。労働局、ハローワークと連携し、差異を埋めていく必要がある。	求人・求職ニーズを反映した訓練科の設定や就職支援を通じて就職率の向上に努める。	県	雇用政策課	産業人材育成グループ
Ⅳ	9	①	◇生活支援資金(教育支援、育児・介護休業者支援)の制度融資(再掲)	県内の事業所に勤務し、又は県内に居住する労働者が、低利事な融資が受けられるようにするため、勤労者支援資金(教育支援資金、育児休業者支援資金及び介護休業者等支援資金)を金融機関に預託します。	H27～H31年度	貸付件数367件、うち新規貸付件数46件。貸付残高は438,005千円で過去10年間で最低。貸付件数は減少傾向にあるが、景気等の影響による増減が予想される。	来年度以降の貸付予定額を考慮する必要がある。実績は適当。	労働者の雇用環境が改善しつつあるが、各支援については、今後も借受希望者から期待される。	民間	雇用政策課	労働福祉グループ
Ⅳ	9	②	◇男女共同参画の理解の促進	男性の仕事優先の意識や固定的性別役割分担意識を解消し、家庭内での父親の家事や育児への参画を促進するため、島根県立男女共同参画センター「あすてらす」を拠点として、男性を含めた一般県民を対象とした講演会、研修会の開催や調査研究事業等を行います。 また、地域での男女共同参画の気運を醸成するため、男女共同参画サポーターを養成し、男女共同参画サポーターによる地域での啓発活動を支援します。	H27～H31年度	「あすてらす」を拠点に、県民、事業者を対象とした男女共同参画に関する各種セミナー等を開催し、理解促進を図った。特に、男性や若い世代の理解を広げるために、実践的で参加しやすい研修会等を開催した。 また、男女共同参画サポーター及び市町村担当者への研修を開催し、地域における男女共同参画に係る人材の育成や連携の強化に努めた。	県民向けの研修や男女共同参画サポーターの育成により、地域における男女共同参画の機運醸成が進み、特に若年層における意識は大きく改善されたが、高齢層を中心とした一部の人間には依然として固定的性別役割分担意識が根強く残っている。	仕事と生活のバランスがとれた働き方を可能とするために、これまでの取り組みを継続し、関係機関と連携して県民や企業に向けた講座の開催や情報提供などの啓発活動を行っていく。	県	環境生活総務課	男女共同参画室
Ⅳ	9	②	◇雇用環境改善の普及啓発	労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主、労働者及び県民に対し、労働基準法等の関係法制度等を普及啓発し、雇用環境の改善を促進します。	H27～H31年度	国において積極的に実施されている広報啓発活動に呼応し、県においても労務管理アドバイザーを派遣するなど、職場環境の整備に努めた。	就業環境の整備について、企業経営者の意識を変えていく具体的な取り組み、地域全体の着実な気運の醸成が必要である。	国及び関係機関と連携し、法制度の一層の普及啓発を図るとともに、労働者が安心して働くことができるよう、仕事と家庭の両立を推進する。	県	雇用政策課	労働福祉グループ
Ⅳ	10	①	◇ひとにやさしいまちづくりの推進	ひとにやさしいまちづくり条例の普及・啓発を図ります。	H27～H31年度	・島根県ひとにやさしいまちづくり条例の施設整備マニュアルや、思いやり駐車場制度についてホームページにより周知を図った。 ・思いやり駐車場の適正利用について、新聞広告により啓発を行った。	ひとにやさしいまちづくり条例や思いやり駐車場利用証明書の普及・啓発を図る。	県	障がい福祉課	計画推進G	
Ⅳ	10	①	◇乳幼児連れ家族が安心して外出できる環境の整備	外出時におむつ替えや授乳などができる設備を有する施設の把握、拡充、県民への情報提供等を行うことにより、乳幼児を連れた家族が安心して外出できる環境を整備します。 ○しまね子育て家庭外出応援施設(赤ちゃんほっとルーム)登録事業	H27～H31年度	県内のこころ協賛店を対象とした、赤ちゃんほっとルーム整備費補助金の実施により、登録施設数が増加した。	引き続き、登録施設数が増加するよう事業のPRを実施し、子育て環境の向上を図る。	県	子ども・子育て支援課	少子化対策推進室	
Ⅳ	10	①	◇安全で快適な住宅の供給	安全で快適な住宅を低廉な家賃で供給し、子育て世帯の居住費負担の軽減を図ります。 また、県営住宅の建て替え、市町村が整備する定住促進賃貸住宅の建設支援を実施します。 ○県営住宅建設事業 ○定住促進賃貸住宅建設支援事業	H27～H31年度	老朽化した県営住宅(出雲市牧戸団地:22戸、出雲市天神団地:25戸)の建替事業を継続中。 また、市町村が整備する定住促進賃貸住宅の建設支援(22戸)を実施。	計画的に県営住宅の建替事業を実施するためには建設用地の確保が重要であり、当該団地のある市町村との連携が必要である。	引き続き、老朽化した県営住宅の建て替え及び市町村が整備する定住促進賃貸住宅供給を推進する。	県・市町村・民間	建築住宅課	住宅建設G
Ⅳ	10	①	◇都市公園の整備	都市公園において、誰もが安全で安心して利用できる環境を整備するため、子育て世帯、高齢者、障がい者等、誰でも利用可能なトイレの整備等を行い、公園施設のバリアフリー化を推進します。	H27～H31年度	既存トイレのバリアフリー化を進めているが、条例公園等を都市公園に編入することにより母数が増加しているため率としては減ることとなった。	引き続き早期供用を目指し継続して整備に努める。また、質的改良にも積極的に取り組んでいく。	県・市町	都市計画課	開発・公園G	

「しまねっ子 すくすくプラン(H27～H31計画)」 平成27年度末における実施状況等 (基本理念Ⅳ:安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備)

資料2-Ⅳ

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要					(2) 平成27年度の実施状況等		(3) 平成28年度の実施計画	(4) H28実施主体			
理念	施策	事業	事業名	概要 (○:主な事業)	事業期間	事業実施状況	事業実施上の課題問題点等	H28年度(以降)の計画、方向性	実施主体	担当課	グループ名 (係名)
Ⅳ	10	①	◇河川海岸環境の整備	河川や海岸に安全に近づき身近に自然とふれあえる場を整備するため、他の事業と連携して親水護岸等を整備します。	H27～H31年度	堤防や護岸の整備に併せて、必要な箇所においては親水性を確保した整備を行った。		引き続き、河川改修工事等を実施し、人々が安全に水辺にふれあえる場を創出する。	県	河川課	河川海岸整備G
Ⅳ	10	②	◇通学路・公園等における安全対策の推進	信号機の設置や信号灯器のLED化など、安全・安心な交通環境の整備を行います。 ○信号機等交通安全施設の整備 ○信号灯器のLED化 ○最高速度30キロメートル毎時の区域規制等の実施	H27～H31年度	継続的に、交通ボランティア、学校、保護者、自治体、道路管理者と連携して通学路点検を実施し、交通危険箇所の把握に努め、きめ細やかな通学路等の安全点検を実施した。 更に新設道路を中心として信号機を設置したほか、老朽化等により視認性が低下した信号灯器を中心としてLED化を推進した。 高速度30キロメートル毎時の区域規制については、地域住民の同意を得た上で、道路管理者と連携したゾーン対策「ゾーン30」を引き続き整備する。	道路の新設、延伸、改良、市街地の拡大等に伴う交通環境の変化を早期に把握し、事業計画へ反映させることが必要。	防犯ボランティア、地域住民、学校、自治体等との協働による通学路等の点検活動やパトロール活動を継続強化する。 また、把握した危険箇所については、関係機関が共同して交通安全施設の整備を行い、道路環境の改善を図っていく。	県	交通規制課	安全施設係
Ⅳ	10	②	◇安全な歩行・走行のための道路整備	県が管理する道路において、子ども、親子連れ等が安全・安心に通行できるように、歩道、自転車歩行者道、歩車共存道路等の新設、既設歩道の段差解消等の整備を行います。 ○交通安全事業 ○道路改築事業	H27～H31年度	限られた予算の中で、歩道、自転車歩行者道、歩車共存道路等の新設、及び既設歩道の段差解消等の整備を進めている。		引き続き、必要な予算を確保し、歩道、自転車歩行者道、歩車共存道路等の新設、及び既設歩道の段差解消等の整備促進を図る。	県	道路維持課 道路建設課	道路環境整備グループ
Ⅳ	10	②	◇交通安全教育の推進	子どもの交通安全を確保するため、子ども・保護者等を対象とした交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教室等を実施します。 特に、自転車安全利用五則(「①自転車は車道が原則、歩道は例外」、②「車道は左側を通行」、③「歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行」、④「安全ルールを守る」、⑤「子どもはヘルメットを着用」)の周知徹底による安全な自転車利用促進を図るほか、チャイルドシートの正しい使用やシートベルトの正しい着用等について指導・啓発活動を行います。	H27～H31年度	新入学(園)期を中心に子どもに対する交通安全教室や保護者対象のチャイルドシートの講習会などを実施した。 また、自転車乗用中の交通事故防止及び自転車に対する安全利用推進を図った。 交通安全教室は、従前の講義型から参加・体験・実践型の交通安全教室を多く開催しているため、目標数値を達成できなかった。	各幼・保育園及び小・中・高校と連携し参加・体験・実践型の交通安全教室を開催した。学生の自転車運転中のスマホ等画像注視、イヤホン装着、併進等が散見されるため、引き続き自転車安全利用五則の遵守を呼び掛ける。 27年度のチャイルドシート使用率調査の結果は77.5%と前年度より向上しているが、約3割近くが不使用であり、より一層の使用率向上を目指して講習会等で正しい使用の徹底を呼びかける。	子どもの交通安全を確保するため、子ども・保護者等を対象とした交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育等を実施します。 特に、自転車安全利用五則(「①自転車は車道が原則、歩道は例外」、②「車道は左側を通行」、③「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」、④「安全ルールを守る」、⑤「子どもはヘルメットを着用」)の周知徹底による安全な自転車利用促進を図るほか、チャイルドシートの正しい使用やシートベルトの正しい着用等について指導・啓発活動を行います。	県	交通企画課 交通対策課	交通安全スタッフ